

令和6年度（県立学校）

新しく先生となるみなさんへ

愛知県教育委員会



は じ め に

新しく県立学校の教員となられたみなさんの門出を心からお祝い申し上げます。

今日、我が国では、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急速な変化に伴い、高度化・複雑化している諸課題への対応が必要となっています。学校教育には、こうした課題を解決するために必要な意欲や能力を有する人材を育成することとともに、子どもたち一人一人に21世紀を生き抜くための力を身に付けさせることが求められており、その意味で、社会の中で学校の果たすべき役割は、より重みを増していると言えます。

学習指導要領では、社会生活を営む中で誰もが生涯にわたって学び続けることを前提として、「生きる力」を育むことの重要性が強調されています。これを受けて、各学校においては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成及び向上のため、さまざまな取組や指導改善を行っているところです。

こうした中であって、新しく教員となられたみなさんには、教職に対する情熱と誇りをもって日々の教育活動に当たっていただくとともに、今後一年間にわたる初任者研修や先輩教職員の優れた実践に触れることを通じて、学級・ホームルーム経営、教科指導、生徒指導、キャリア教育（進路指導を含む）、特別活動など教職全般について、幅広い知見と実践的指導力を養っていただきたいと思います。

イギリスの劇作家ジョージ・バーナード・ショーの言葉に「人間を賢くし人間を偉大にするものは、過去の経験ではなく、未来に対する期待である。なぜならば、期待をもつ人間は、何歳になっても勉強するからです。」があります。新たに教員としてスタートされたみなさんは、これから始まる教員としての人生に大きな期待をもっていることでしょう。教員として常に学び続ける姿勢をもつことで、自分の未来、そして子どもたちの未来に大きな可能性が広がっていきます。

教員は、教科等に関する高度な専門的知識や豊かな教養はもとより、教育者としての高い使命感と幅広い社会性、人間の成長と発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情を基盤とした実践的指導力を身に付けることが大切です。みなさんには、今後一年間にわたって実施される初任者研修を、教員としての研究と修養の始まりと自覚し、自立して教育活動を展開するための基盤とすることを願っています。

令和6年4月

愛知県教育委員会

目 次

はじめに

教育基本法	1
I 第四次愛知県教育振興基本計画	6
指導上の留意事項について	
教師への期待	
II 教育活動等	11

教育課程

1 教育課程とは何か。また、それはどのような手順を経て編成されているか。	12
2 新学習指導要領（平成30年3月公示）のポイントとは何か。	13

学習指導

3 授業に臨むに当たってどのような心構えが必要か。	16
4 教科書はどのように使用したらよいか。	17
5 個に応じた授業、児童生徒のよさを引き出す授業はどのように展開したらよいか。	18
6 学習の評価についてどのように考えればよいか。	19
7 テスト問題はどのように作成したらよいか。	22
8 家庭学習を充実させるためにはどのような点に留意したらよいか。	24
9 実験・実習指導をどのように進めたらよいか。	25
10 情報化に対応する教育をどのように進めたらよいか。	27

特別活動

11 学級（ホームルーム）活動を効果的に展開するにはどのような点に留意したらよいか。	29
12 部活動の指導に当たってどのような点に留意したらよいか。	30

生徒指導

- 1 3 生徒指導にはどのような心構えが大切か。 32
- 1 4 教育相談活動はどのように行えばよいか。 33
- 1 5 児童生徒の問題行動にどのように対応したらよいか。 34
- 1 6 いじめに対する指導はどのような点に配慮したらよいか。 36
- 1 7 個人情報の取り扱いはどのような点に配慮したらよいか。 38

進路指導

- 1 8 進路指導とは何か。また、どのような姿勢で取り組んだらよいか。 39

学校図書館

- 1 9 学校図書館の活用をどのように進めたらよいか。 40

学校体育

- 2 0 学校体育に関する指導はどのような観点から進めたらよいか。 . . 41

学校保健

- 2 1 健康教育を進める上で学級（ホームルーム）担任は何を行うのか。 43

学校安全

- 2 2 学校事故が発生したときにはどのように対応したらよいか。 . . . 44
- 2 3 児童生徒の安全教育・安全管理はどのような観点から進めたらよいか。 45

定時制・通信制教育

- 2 4 定時制・通信制課程における授業はどのような点に留意したらよいか。 46

特別支援教育

- 2 5 特別支援教育の現状はどのようなのであるか。 47
- 2 6 特別支援学校の教育課程はどのようなのであるか。また、教育課程の実施に当たってどのような配慮が必要か。 48
- 2 7 特別支援学校の「自立活動」とはどのようなものか。 51

教員の身分と服務

- 28 教員の勤務時間はどのように定められているか。 52
- 29 教員の身分はどのように定められているか。また、教員はその勤務に当たってどのような点に留意しなければならないか。 59
- 30 信頼される教職員であり続けるために、気をつけることは何か。
(非違行為を起こさないために) 61
- 31 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとはどのようなことか。 63
- 32 電話の応対はどのように行えばよいか。 65
- 33 学校事務職員の職務と教員との関わりはどのようなになっているか。 67

教員の研修

- 34 教員の研修にはどのようなものがあるか。 68

福利厚生

- 35 本県における教員の福利厚生制度はどのようなになっているか。 . . 70

給与

- 36 教職員の給与制度はどのようなになっているか。 72

Ⅲ 人権教育 74

人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（一部抜粋） 75

部落差別を解消するための教育基本方針 82

参考 「愛知県教員育成指標」について 83

学校一覧（令和6年度募集分）

教 育 基 本 法

平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに

に、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の

発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の推持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第四次愛知県教育振興基本計画

基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

基本的な取組の方向

(1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

命を大切にすると心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。

(3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。

(4) ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりと持って、あいちを担っていく進取の精神を育てます。

(5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てます。

(6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

(7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常のエデュケーション活動を行えないときでも、ICTの活用など、子供たち一人一人とつながって対応できる、安心で安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

※「取組の柱」は割愛しております。

計画策定の趣旨

本県では、２００７年４月に、「あいちの教育に関するアクションプラン」（以下「アクションプランⅠ」という。）を、２０１１年６月に、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」（以下「アクションプランⅡ」という。）を、２０１６年２月に「あいちの教育ビジョン２０２０」（以下「教育ビジョン２０２０」という。）を策定し、教育の総合的な方向性を示し、あいちの教育の充実に取り組んできました。

この間に、ＡＩ（人工知能）やＩｏＴ（様々なものがインターネットで接続されること）、ロボット工学などの技術革新の加速度的な進展や少子高齢化の進行、外国人児童生徒の増加など、社会情勢は大きく変化しています。また、地震や豪雨などの大規模災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が、学校における教育活動に大きな影響を及ぼしており、教育のデジタル化や「学校の新しい生活様式」に合わせた教育環境への対応など、教育の在り方が大きく変わろうとしています。

このような背景を念頭に、アクションプランⅠ・Ⅱ、教育ビジョン２０２０の基本理念を継承しつつ、時代の状況や社会の変化に伴う、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力などを見据えて、本県の今後の教育への取組の方向性を示す、新たな計画を策定することにしました。

計画の性格

本ビジョン^(*)を、教育基本法第１７条第２項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるとともに、本ビジョンにおける「基本理念」と「基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に規定する「大綱」として位置付けます。

計画期間

２０２１年度（令和３年度）から２０２５年度（令和７年度）までの５年間

* 本ビジョンとは、「あいちの教育ビジョン２０２５」のことである。

指導上の留意事項について（県立学校）

各学校においては、第四次愛知県教育振興基本計画の「基本理念」「基本的な取組の方向」を踏まえ、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、積極的に保護者等へ情報を提供して、特色があり魅力に富み、地域とともにある学校づくりに努めるとともに、家庭や地域との協働による教育を推進する。

そのために、カリキュラム・マネジメントの充実に努め、指導体制の確立と現職研修の充実に図り、創意工夫を生かして教育活動を活性化するとともに、次の事項に留意して指導に当たる。

○ 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、さまざまな課題を解決し、自分らしく生きていく力を育む。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
- ・ 情報活用能力の育成とＩＣＴ活用教育の推進
- ・ ＳＤＧｓの理念を踏まえた教育の推進
- ・ 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり
- ・ 理数教育の推進
- ・ 特別支援教育の充実

特別支援教育については、特に次の事項に留意する。

- ・ 一人一人の障害の状態や教育的ニーズを把握して合理的配慮を行い、関係の学校、家庭、地域及び医療・福祉・保健・労働機関等との連携を密にして、適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・ 各教科等の指導に当たっては、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、個別の指導計画を作成し、活用することに努める。
- ・ 一人一人の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を活用し、適切な指導及び必要な支援を行う。

○ 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

命を大切にする心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性と確かな実践力を育む。

- ・ 人権教育・多様性理解の推進
- ・ 道徳教育の充実
- ・ いじめへの対応の充実
- ・ 不登校児童生徒への対応の充実
- ・ 主権者教育等の推進

○ 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかう。

- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 学校体育・生涯スポーツの充実 | ・ 健康教育・食育の推進 |
| ・ 読書活動の充実 | ・ 適応指導や教育相談の充実 |
| ・ 自殺予防教育の推進 | ・ 生涯学習推進の基盤づくり |

○ ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりとって、あいちを担っていく進取の精神を育てる。

- | |
|--------------------------|
| ・ 地域連携の推進 |
| ・ 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進 |
| ・ ものづくり愛知を支える職業教育の充実 |
| ・ ふるさと教育の推進と新たな文化の創造 |

○ 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てる。

- | |
|-------------------------|
| ・ グローバル人材育成の推進 |
| ・ 多文化共生教育の充実 |
| ・ 外国語教育の充実 |
| ・ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実 |

○ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ICTの活用などにより、安心して安全な、学びを止めない指導・支援体制の整備に努める。

- | |
|-----------------------------|
| ・ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障 |
| ・ 学校安全・防災教育の推進 |

教師への期待

教師の力量、言動、生き方は、幼児児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるものである。それゆえ、いつの時代にも、教師には、教育者としての使命感、高い倫理観や協調性、人間の成長・発達についての深い理解、幼児児童生徒に対する教育的愛情、広く豊かな教養と教科等に関する専門的知識、そしてこれらを基盤とした実践的指導力といった能力が求められる。

また、変化の激しい今日の時代にあっては、教師には、社会の変化や時代のニーズを把握する感性をもつことも必要である。さらに、幼児児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、広く社会と関わり、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性や社会性を豊かにするなど、総合的な人間力を高めるよう努めることが求められている。

以上のように、教師は、その使命と責任を自覚し、互いに学び合い支え合い、チーム学校の実現に向けて協働して教育活動を実践し、保護者や地域社会の人々からの期待に応え、信頼を得ていかなければならない。

1 教育的愛情と情熱をもって、使命を全うしよう

教師という仕事の使命の重大さを自覚し、豊かな専門的知識と技能を備え、幼児児童生徒への限りない愛情と教育への情熱を燃やし続ける教師でありたい。

2 常に自己研さんと修養に努めよう

自ら指導技術を磨き、教育への見識を高めるとともに、品性を磨き、豊かな教養と広い社会的視野をもち、教師としての資質能力の向上に努めるなど、自己研さんと修養に努める教師でありたい。

3 一人一人の成長・発達についての深い理解をもとう

幼児児童生徒の人格を尊重し、言葉・行動・表現などを共感的に受け止め、好ましい人間関係を育てたい。その過程で、幼児児童生徒が今何を求め、何に悩み苦しんでいるかを的確に捉え、一人一人の成長・発達について理解するとともに、温かい指導・支援の手を差し伸べる教師でありたい。

4 心身の健康に留意しよう

心身ともに健康で、常に明るく振る舞う教師でありたい。

5 後継者を育成しよう

教職の魅力が子どもたちに伝わるよう、熱意をもって対応しよう。

Ⅱ 教育活動等

真に教師という名に値するほどの教師は、その教師に出会うことによって、ある人間の運命が決定されるような教師のことである。もつとも、そのことは、必ずしも自分の進路が決定されたという意味ではない。むしろ、自分の生涯において、苦しいこと、困難なこと、悲しいこと、思い余るようなことに出合ったとき、その教師のことを思い出し、それによって、慰めを得、励ましを得、あるいは警告が与えられる。そのような役割を自分の生涯にわたって持ち続けるような教師、それが本当の教師である。

マルチン・ブーバー（哲学者 オーストリア 1878 ～ 1965）

1 教育課程とは何か。また、それはどのような手順を経て編成されているか。

1 教育課程の意味

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を幼児児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数や単位数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画である。

各教科・科目に総合的な探究（学習）の時間及び学級（ホームルーム）活動を加え、その単位数を示したものを教育課程と称することがあるが、これは教育課程という語を狭義に使用しているものである。

2 高等学校教育の基本と教育課程の役割

学校教育は公の性質をもつものであるから、全国どこでも同じような水準の教育が受けられるようにすることが必要である。そのための教育課程の基準を大綱的に示したものが学習指導要領である。

高等学校教育の基本と教育課程の役割について、新学習指導要領（平成 30 年 3 月公示）には、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」（第 1 章総則）とある。本県では、学習指導要領の趣旨を踏まえて、教育課程編成の指針を示しており、各学校では、これらに基づいて（高等学校及び特別支援学校高等部については、総則のうち各教科・科目及び標準単位数等に関する規定を除く）教育課程を編成している。

3 教育課程編成の手順

教育課程の編成は、一般には次のような手順をとる。

- (1) 関係諸法令、学習指導要領、教育課程編成についての基準等の理解と趣旨の徹底
- (2) 事前研究（前年度の反省、幼児児童生徒・保護者の希望の実態、学校の施設・設備の実態の把握等）
- (3) 基本方針の決定（育成すべき資質・能力の明確化、学校の具体的な教育目標の設定等）
- (4) 年間指導計画の作成
- (5) 学級（ホームルーム）編制、時間割の編成

2 新学習指導要領(平成30年3月公示)のポイントは何か。

高等学校学習指導要領(平成30年3月公示)及び特別支援学校学習指導要領等(幼稚園教育要領、小中学部(平成29年4月公示)、高等部(平成31年2月公示))は、高等学校においては、令和4年度入学生から学年進行により実施され、特別支援学校の各部については、それぞれの学校段階に準じて実施されている。新しい学習指導要領では、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことをねらいとしており、その基本的な考え方及び教育内容の主な改善事項は、以下に示すとおりである。

1 改訂の基本的な考え方

- (1) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を一層確実に育成。その際子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成30年3月公示の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- (3) 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

(1) 「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだし解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- (1) 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することが必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- (2) そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4 教育内容の主な改善事項

(1) 言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめることなど）の充実（総則、各教科等）

(2) 理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視（数学、理科）するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）などにより学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実（数学）
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）

(3) 伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」）
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道の充実（保健体育）、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実（家庭）

(4) 道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定（総則）
- ・公民の「公共」「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記（総則）

(5) 外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り・発表〕」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」）や、発信力の強化に特化した科目を新設（「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

(6) 職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成（総則）、職業人に求められる倫理観に関する指導（職業教育に関する各専門教科）
 - ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
 - ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（専門家庭）、「情報セキュリティ」（専門情報）、「メディアとサービス」（専門情報）を新設
- ※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

3 授業に臨むに当たってどのような心構えが必要か。

1 指導計画の作成

よりよい授業を実践するためには、十分な教材研究と綿密な学習指導案の作成が大切である。学習指導案の作成に当たっては、次の点に留意したい。

- (1) 児童生徒の実態を的確に把握する（児童生徒の学力、興味・関心等を把握する）。
- (2) 指導内容をよく吟味し、本時の指導目標、指導の重点を明確にする（板書する場合は、内容や位置も計画しておく）。
- (3) 指導過程は、児童生徒が問題意識をもって主体的に取り組むことができるものとする（どの場面で、どのような発問をするかを予定しておく）。
- (4) 指導効果の確認のために、評価の観点を明確にし、評価規準を適切に設定する。

作成した学習指導案はあくまでも計画であって、実際の授業を表すものではない。予想しなかった児童生徒の反応や発言をも臨機応変に授業に取り入れることができれば、児童生徒の学習意欲が喚起され、活気のある授業が展開できる。

2 指導方法の工夫

児童生徒の学習意欲を高めるため、教員は常に指導方法を工夫し、よりよい授業の実践を目指す努力を続けなければならない。知識を一方的に教え込む授業とならないようにするためには、次のような点に配慮したい。

- (1) 児童生徒が考える時間、ペアやグループで意見交換をする時間を確保する。
- (2) 常に児童生徒の理解度を確認しながら授業を進め、必要に応じた支援をするとともに、指導手順や進度を修正する。
- (3) 調査・発表、演習、体験、討議など、児童生徒自らが活動する場面を設定する。
- (4) ICT機器（タブレット端末、パソコン、プロジェクタ、実物投影機（書画カメラ）、電子黒板等）や学校図書館の活用を図る。

3 その他の留意点

- (1) 授業実施後は、児童生徒の実態に即した適切な授業であったか、指導目標を達成できたか等を客観的に把握し、次年度の指導計画作成のための反省記録を残しておくことよい。
- (2) 児童生徒から回収した課題等は速やかに点検し、簡単なコメントを付けて返却するとよい。
- (3) 教科書の記載事項を列挙したり、補助教材の解答に終始したりする授業ではなく、児童生徒の状況を的確に把握し、分かりやすく、かつ学ぶ意欲を喚起する授業展開を工夫することが大切である。
- (4) 間違った内容を教えたことに気付いた場合には、次時の授業等で必ず訂正する。

4 教科書はどのように使用したらよいか。

1 教科書（教科用図書）の使用

授業で教科書を使用することは、学校教育法（第34条、第49条、第62条）で義務付けられている。教科書は、学習指導要領に準拠して構成されている教科の主たる教材であり、文部科学大臣の検定を経たものまたは文部科学省が著作権を有するものである。

2 教科書の選定

教科書は、各学校が選定し、県教育委員会が採択する。選定に当たっては、各学校の各教科・科目の担当者で、内容等について十分調査・研究を行い、また教科書研究会等での情報交換等も参考にしつつ、各学校の児童生徒の実態を踏まえて、各教科・科目の目標達成に最も適した教科書を公正に選ぶことが大切である。

なお、文部科学省で作成している教科書目録に当該科目の教科書が登載されていない場合は、県教育委員会に届け出た上で、他の図書を主たる教材として使用することができる。

3 「教科書で教える」

教員と児童生徒を結び付ける媒介的な働きをするものが教材であり、教材の中心となるものが教科書である。教科書は、全国の学校を対象にしたものであり、多くの学習内容が盛り込まれている。児童生徒が日々の学習を通じて基礎的・基本的な学力を身に付けていくために、教科書の中のどのような教材を使って授業を展開するかは、各教科・科目の担当者間で十分話し合う必要がある。いたずらに多くの学習内容を盛り込むのではなく、「教科書で教える」という姿勢で指導内容を精選し、基礎・基本を重視した指導計画を作成したい。

4 補助教材の使用

教科書は主たる教材であるが、授業の展開上、必要な場合は、学習参考書や問題集等の補助教材を使用することができる。その場合、児童生徒の実態に適するものを選択するとともに、保護者の経済的負担が過重にならないように配慮すべきである。また、補助教材を主たる教材とすることは適当ではない。

なお、補助教材を、1学級以上を対象に計画的、継続的に使用する場合は、あらかじめ県教育委員会に届け出ることになっている。（県学校管理規則第8条）

5 個に応じた授業、児童生徒のよさを引き出す授業はどのように展開したらよいか。

児童生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等は一人一人異なる。したがって、教員は児童生徒個々の特性等を把握し、それを生かしつつ基礎・基本の確実な定着を図る指導を目指さなければならない。その際には、教科・科目の特質なども考慮した上で、指導の形態や方法を工夫していく必要がある。

1 個に応じた授業の形態

- (1) 習熟度別学習
- (2) グループ別学習
- (3) 個別学習
- (4) ティーム・ティーチング

いずれの形態においても、日頃から児童生徒とのコミュニケーションを円滑にし、児童生徒が気軽に教員の指導助言を求めたり、素直に受け入れたりすることができるよう人間関係を確立しておくことが大切である。

2 児童生徒のよさを引き出す授業の展開

授業においては、発表、ディベート、問題解決的な学習等を導入するなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。そのためには、児童生徒一人一人のものの見方や考え方を大切にし、時には意見を交換して、自分と他人との相違点に気付いたり、共通点を認識したりすることができる場面を設定したい。また、学習の各過程における教員の発問は、授業の方向性や質的な深化を左右する重要な要因となるので大切にしたい。

よい発問の条件を次に示す。

- (1) 具体的で明確であること。
- (2) 表現が簡潔であること。
- (3) 本時の指導目標に即したものであること。
- (4) 前後の発問に関連があること。

さらに、児童生徒が答えにくい発問であったと判断した場合、視点を変えたりヒントを与えたりするなどして、答えやすくする配慮が必要である。

6 学習の評価についてどのように考えればよいか。

1 指導と評価の一体化

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を育成するための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。

いわゆる評価のための評価に終わることなく、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という観点を重視して、教員が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。すなわち、指導と評価の一体化である。

2 評価方法の工夫改善

- (1) 評価の機能と役割は、一つは、指導計画や指導方法、教材、学習活動等を振り返り、よりよい指導に役立つようにすることであり、他の一つは、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を目指す観点から、児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に評価し、豊かな自己実現に役立つようにすることである。
- (2) 令和6年度は、入学年次によって平成21年3月公示の学習指導要領または平成30年3月公示の学習指導要領を踏まえた学習評価を実施する必要があるため、それぞれの学習評価のポイントについて以下に示す。

ア 平成21年3月公示の学習指導要領を踏まえた学習評価

平成21年3月公示の学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育成することを目指している。そのためには、目標に照らして実現状況を見るいわゆる絶対評価をいっそう重視し、あらかじめ設定した観点ごとに児童生徒の学習到達度を評価することが大切である。

したがって、各学校においては、評価の観点を各教科・科目の年間指導計画の中に適切に位置付けるとともに、その評価規準に従って、信頼性・客観性のある評価方法を工夫する必要がある。

平成22年3月に出された中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」を受け、平成22年5月に出された文部科学省の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について」では、学習評価における観点を次の4観点到整理している。

(ア)「関心・意欲・態度」

各教科が対象としている学習内容に関心をもち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するもの。

(イ)「思考・判断・表現」

それぞれの教科の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必

要な思考力・判断力・表現力等を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するもの（基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ、各教科の内容等に即して思考・判断したことを、記録、要約、説明、論述、討論といった言語活動や作品等を通じて評価する）。

(ウ)「技能」

各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するもの（算数・数学において式やグラフに表すことや理科において観察・実験の過程や結果を的確に記録し整理すること等について評価する）。

(エ)「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を児童生徒が理解しているかどうかを評価するもの。

イ 平成 30 年 3 月公示の学習指導要領を踏まえた学習評価

学習指導要領の改訂により、各教科等の目標及び内容が三つの柱で再整理されたことを受け、観点別学習評価についても、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点に整理された。また、学習評価の結果の活用にあたっては、その後の指導の改善等を図ることが重要であること、特に、各教科・科目の評価について観点別学習状況の評価（学習状況を分析的にとらえるもの）と評定（学習状況を総括的にとらえるもの）の両方を目標に準拠した評価として実施することが明確にされた。さらに、学習評価の円滑な実施に向けた主な取組として次の 7 点を示している。

- (ア) 妥当性と信頼性を高めるために、組織的かつ計画的に取り組むこと
 - (イ) 指導改善に生かすことを踏まえ評価の場面を精選すること
 - (ウ) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となる「感性や思いやり」などを積極的に評価し、児童生徒に伝えること
 - (エ) 教科横断的な視点で育成を目指す資質・能力を、各教科等の評価に反映すること
 - (オ) 評価の方針を事前に児童生徒と共有すること
 - (カ) 高校生のための学びの基礎診断の測定ツールなどの試験結果等を有効に活用すること
 - (キ) 校務支援システムを積極的に活用すること
- (3) 評価の方法としては、筆記によるテストの他、パフォーマンステスト、授業中の観察や面接、児童生徒との対話、作品・ノート・ワークシート・レポート等の内容などによって考えられるが、その選択・組み合わせに当たっては、各教科や総合的な探究（学習）の時間などそれぞれの学習活動の特質等を考慮して行うことが大切である。

加えて、児童生徒の記入する振り返りシートなどによる自己評価や生徒同士の

相互評価を工夫することも考えられる。

(4) 評価は、日常の授業、単元等の指導、学校における教育活動全体等のさまざまな段階において次のようなPDCAサイクルに位置付けることが重要である。

ア 学校における教育課程や、評価規準や評価方法等についての指導計画や指導案の組織的な編成・作成（P l a n）

イ これらを踏まえた教育活動の実施（D o）

ウ 児童生徒の学習状況の評価及び上記アにかかる評価（C h e c k）

エ 評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、上記アにかかる改善（A c t i o n）

（参考）

- ・「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成 31 年 1 月中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について（通知）」（平成 31 年 3 月文部科学省初等中等教育局長）

7 テスト問題はどのように作成したらよいか。

1 テストのねらい

テストは学習状況を評価するための資料である。したがって、テスト問題の作成とその処理は、単に評定をつけるためではなく、児童生徒に対する指導の過程として、その結果を児童生徒の学力向上や学習改善に生かさなければならない。同時に、教員にとっては学習指導の指針となるものであり、その後の指導の工夫改善に役立てていく必要がある。また、テストは、児童生徒の毎日の学習をより効果的かつ見通しをもったものとするために実施するものであり、そのために、次の2点に留意することが大切である。

- (1) テストは、評価を通して次の指導の改善に結び付くものでなければならない。
- (2) 児童生徒自身が自らの学習を振り返って、次の学習に向かうことができるようにするものでなければならない。

2 テスト問題の作成に当たって留意すべき基本的事項

テスト問題は、評価の客観性を保つために、妥当性、信頼性及び診断性を十分に考慮して作成されなければならない。

(1) 妥当性

- ア 測定しようとしているものが、目標からみて適切であること。
- イ 内容が学習指導要領、教科書、教材からみて適切であること。
- ウ 問題が指導内容に照らして適切であること。

以上の3点からテスト問題の妥当性を検証する必要がある。

(2) 信頼性

何を測定しているかということが妥当性の問題であり、正確に測定することができるかどうかということが信頼性の問題である。

- ア 解答が主観によって左右されたり、曖昧であったりせず、明確に導き出せること。
- イ 解答が偶然性に左右されず、学習の状況、成果が明確に反映されること。
- ウ 問題の難易度が適切であること。

テスト問題の妥当性と信頼性は一体のものであり、信頼性は低いけど妥当性は高いなどというテストはない。大切なことは、指導のねらいがそのテストによって、正しく評価できるかどうかということである。妥当性と信頼性に欠けたテストでは、評価の客観性を保つことはできない。

(3) 診断性

- ア テストの結果をみて、児童生徒のよく理解している部分と理解できていない部分（弱点）が分かること。

イ 弱点の程度と原因が把握できること。不十分なところについて、その理解の程度が分かること。また、なぜその部分の理解度が低いのが分かること。

ウ どうすればよくなるのが把握できること。弱点を克服するためにはどうすればよいかという対策が分かること。

このように1回のテストにも、妥当性、信頼性、診断性が確保されるよう十分留意しなければならない。テストの作成に当たっては、問題が各教科・科目の目標を踏まえた内容となっているかを教科担当者間で事前に十分検討することが必要である。

(4) テストと評価

高等学校の各教科・科目の評価は、従来から、目標に準拠した5段階評価とされている。この場合、ペーパーテスト等による知識のみの評価や、技能のみの評価など、一部の観点に偏った評価が行われることのないよう、平成21年3月公示の学習指導要領については、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4観点による評価を、平成30年3月公示の学習指導要領については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点による評価を、十分踏まえながら評価を行っていく必要がある。

(参考)

問題用紙や答案の管理に係る留意点

- (1) 配付時に、科目名、配付枚数、裏表印刷の有無、試験時間などを伝える。
- (2) 答案回収時や答案を並べ替える際には、必ず記名、枚数を確認すること。
- (3) 答案を机上に放置することなく、監督者が答案を出題者に手渡したり、鍵付きのロッカーに保管したりするなど、慎重な取扱いを徹底すること。
- (4) 不注意による廃棄を防ぐため、問題用紙と解答用紙の残部は、答案の返却が完了するまでは捨てないこと。
- (5) 答案の持ち出しは管理簿を用いて適切に行い、持ち出しの前後で枚数を確認するなどして、紛失を防ぐこと。

8 家庭学習を充実させるためにはどのような点に留意したらよいか。

新高等学校学習指導要領の総則にも「家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること」と記載されているように、生徒の学習習慣を確立することは極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭学習も視野に入れた指導を行うことが必要である。

1 家庭学習のねらい

- (1) 学習習慣を確立することにより、基礎学力を養う。
- (2) 授業内容を基礎として、自主的に計画を立て、実践し、反省改善をしていこうとする主体的な学習態度の育成を図る。
- (3) 自発的な学習により、自ら学ぶ喜びを体得させ、学習意欲の向上を図る。
- (4) 授業内容を確実に身に付けさせるとともに、より効果的に充実発展させ、学習の深化を図る。

2 課題として与える内容

家庭学習を促すために課題を与える場合には、年間指導計画（学習指導マネジメントシート）に基づいて計画的に行うとともに、その扱い方や処理方法を適切に行う必要がある。

課題を与える場合には次の点に配慮する。

- (1) 児童生徒の実態に応じたものであること。
- (2) 学習内容にふさわしいものであること。
- (3) 児童生徒一人一人の特性等に配慮していること。

3 課題の与え方の留意点

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するためには、「教えられる学習」→「学びとる学習」→「探究する学習」へと深化できるように導かなければならない。課題を与える際には、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 授業と家庭学習との相互の関連を図り、無理や無駄なく学習を深化発展できるようにする。
- (2) 学習の目的、方法をよく理解させ、自分で解決し習得したという成就感や満足感を得られるようにする。
- (3) 課題の質と量を考慮し、適切な期限を設定するなど児童生徒にとって過重な負担とならないように配慮する。
- (4) 他教科と調整を図り、児童生徒の負担が大きくなり過ぎないように配慮する。
- (5) 面接指導や添削など、事後指導を充実する。
- (6) 提出された課題の返却は速やかに行う。課題の返却を怠れば、教員自らが課題を軽視していると受け取られる。

9 実験・実習指導をどのように進めたらよいか。

実験・実習指導には、理科教育での探究活動や課題研究、職業教育での技術・技能の習熟のための実習、更に各教科・科目での学習を総合して、応用する意欲や創造力を育てる課題研究等がある。

これらの実験・実習指導及びその他の体験的学習を進めるに当たっては、次のような点に配慮する必要がある。

1 実験・実習の指導上の留意点

(1) 指導計画の立案

指導計画の立案に当たっては、実験・実習の場所、時間等を関係教職員と連絡調整するとともに、設備、器具、材料や実験・実習の方法を確認しておくことが必要である。

(2) 指導内容

教科書等に掲載されている実験・実習が、そのままの学校でも実施できるとは限らない。指導に当たっては、学校の実情（学校の教育方針、施設・設備の整備状況、児童生徒の実態等）を考慮して、実施方法や指導内容について創意工夫を重ねる必要がある。

2 望ましい実験・実習の条件

- (1) 目標や評価規準が明確で、時間配分が適切であること。
- (2) 児童生徒に実験・実習の目的、内容を十分に理解させておくこと。
- (3) 児童生徒の興味・関心を引き出すように教材が工夫されていること。
- (4) 児童生徒が主体的に活動し、問題解決ができる場面があること。
- (5) 児童生徒のつまずきが発見でき、それを教員が補正する場面があること。
- (6) 安全に十分配慮するとともに、児童生徒に実施に伴う危険性を十分に理解させておくこと。

3 「主体的・対話的で、深い学びの実現」に向けた授業改善

【理科】

- (1) 自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって課題や仮説の設定、観察・実験の計画を立案する学習場面を設定すること。
- (2) 観察・実験の結果を分析・解釈して仮説の妥当性を検証したり、全体を振り返って改善策を考えたりする学習場面を設定すること。

【職業教育】

- (1) 専門分野に関する製品の製作や農水産物を生産する過程から問題を見だし、見通しをもって課題や仮説の設定、使用器具・作業手順の計画を立案したりする学習場面を設定すること。
- (2) 製作・測定の結果を分析・解釈して仮説の妥当性を検証したり、全体を振り返

って改善策を考えたりする学習場面を設定すること。

4 実験・実習の実施上の留意点

- (1) 実習教員等との事前打ち合わせを綿密に行う。
- (2) 必ず予備実験・予備実習を実施し、リスク見積表を活用するなどして実験・実習の安全性を確認する。
- (3) 事前に適切な服装と態度についての指導を行う。
- (4) 事前に非常事態における対処の方法について指導する。
- (5) 化学薬品等の保管・管理を適切に行う。特に、毒物及び劇物については県立学校における毒物及び劇物取扱い要領（25 教高第 1196 号）に基づき適正に管理する。

5 研修の方法

- (1) 校内で関係教員の実践に基づいた具体的な現職研修を充実する。
- (2) 各種の研究会、教育研究機関の研修等を活用する。

10 情報化に対応する教育をどのように進めたらよいか。

社会の情報化の進展に主体的に対応するため、学校教育においては、情報の理解、選択、処理、創造などに必要な能力や、ICTを活用する能力の育成が求められている。また、各教科・科目等の指導においては、児童生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動の充実が求められている。さらに、文部科学省が令和元年12月に発表した「GIGAスクール構想」を踏まえ、県立学校においては生徒1人1台端末が整備されている。そのため、教員には教育の情報化に関する研修などを通じて、ICT活用能力を向上させ、授業等において、ICTを積極的かつ効果的に活用することがますます期待されている。

1 情報教育の目標

情報教育は、「生きる力」の重要な要素として、教育活動全体を通じて、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく、総合的に育成することを目標としている。

(1) 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

(2) 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱い、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

(3) 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画する態度

2 留意点

情報社会においては、全ての人間が情報の送り手と受け手の両方の役割を担う。多くの情報が情報通信ネットワークを介してやりとりされるようになったことで、従来の社会で必要とされたものよりも高いモラルや重い責任が発生している。このことを踏まえ、以下の点について教員自らが留意し、児童生徒の指導に当たる。

(1) 個人情報、外部に漏えいすることのないよう、保護・管理を厳重に行う。

(2) 著作権法に違反するコピー等は犯罪行為となるなど、法律に関する正しい知識を身に付け、法令を遵守した情報の活用を心がける。

(3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への他人に対する誹謗・中

傷や差別的内容の書き込み等による人権の侵害などが生じないように、情報モラルの指導を行う。

- (4) 画像の掲載等、自らの作り出す情報が他の人々や社会に及ぼす影響などを十分認識して、情報発信に伴う責任について理解させる。
- (5) 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身に付け、ウイルス対策ソフトの使用やパスワードの設定など、情報セキュリティの確保のために必要な対策・対応をとる。

3 情報処理研修の方法

(1) 研修会への参加

県総合教育センター等で行われる研修会へ積極的に参加するように努める。

(2) 個人研修

教員の技能、担当教科、職務等に応じて自主的な研修に努める。

これらの研修で身に付けた知識や技能をそれぞれの学校に持ち帰り、現職研修等の機会を通じて、学校全体に還元することも重要である。

(参考) G I G Aスクール構想

G I G Aスクール構想とは、文部科学省が教育 I C T環境の実現に向けて進めている教育改革。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、生徒の資質・能力を一層確実に育成できる教育 I C T環境を実現するとともに、これまでの我が国の教育実践と最先端の I C Tのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指している。

11 学級(ホームルーム)活動を効果的に展開するにはどのような点に留意したらよいか。

1 学級（ホームルーム）活動の計画と実施

学級（ホームルーム）活動を充実させるためには、身に付けさせたい資質・能力を明確にした計画を立てることが必要である。具体的な指導計画の作成については、学習指導要領の解説における学級（ホームルーム）活動の指導計画と内容の取り扱いを参考にするとよい。

また、学級（ホームルーム）活動の実施については、学習指導要領の解説に、学習過程の例が図示されている。これを踏まえ、学級（ホームルーム）活動においても、主体的・対話的で深い学びが実現するように心がける必要がある。

なお、学級（ホームルーム）活動においては、学校生活への適応や人間関係の形成を十分図るために、ガイダンス（集団の場面で必要な指導や援助を行う教育活動）とカウンセリング（一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う教育活動。教育相談を含む）のそれぞれの機能を充実させることが大切である。

2 学級（ホームルーム）を中心としたその他の活動

始業前または終業後に行われる学級（ホームルーム）における活動を、単に連絡の時間と捉えるのではなく、短い時間ではあるが、児童生徒の様子を観察したり、共に活動したりすることによって児童生徒理解を図る機会として大切にしたい。

学級（ホームルーム）担任等が毎朝行う健康観察は、児童生徒の心身の変化について早期発見・早期対応を図るために重要である。特に、休業明けには、心身の変調を来す児童生徒も見られるため、より注意深く健康観察を行う必要がある。

12 部活動の指導に当たってどのような点に留意したらよいか。

部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と明示され、学級（ホームルーム）や学年を離れて、同じスポーツや文化に興味・関心をもつ生徒が、それぞれの活動を通して、好ましい人間関係の構築を図ったり連帯感を養ったりするなど、自らを成長させる場として大きな意義を有している。

このことを踏まえて、県教育委員会では、平成30年9月に、運動部だけでなく文化部も含めた学校における部活動が、より効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針として「部活動指導ガイドライン」を策定した。

ガイドラインでは、これからの部活動指導に求められる方向性を、次の3点にまとめている。

1 量から質へ

- ・成長期にある児童生徒のスポーツ障害や事故を防ぎ、身体や心の疲労を回復するためには、活動量を適切に設定することが重要である。経験則に基づいた長時間に及ぶ活動から、科学的なデータ等に基づいた効率的・効果的な活動に転換する必要がある。
- ・試合期、充実期、休息期に分けて年間活動計画を立てること、参加する大会、コンクール等を精選すること、効率的・効果的な活動方法を導入すること、休養日や活動時間を適切に設定すること等を考慮しながら活動計画を作成し、指導していくことがより大切となる。

2 指示から支援へ

- ・部活動は児童生徒の自主的、自発的な参加によるものであり、児童生徒自身による主体的な運営がなされることが望ましいことから、児童生徒自らが進んで部活動に参画できるような雰囲気・環境づくりをすることが肝要である。
- ・部活動の顧問は、児童生徒とのコミュニケーションを密にし、誰が、いつ、どこで、何を、どのような目的で、どのように行えばよいのか等、発達段階を踏まえつつ、児童生徒にしっかりと理解させるよう意識しなければならない。児童生徒がさまざまな役割分担を行い、より自立的で組織的な活動としていくことが求められる。
- ・部活動指導は、学校、児童生徒、保護者の間での相互理解の下で、児童生徒の発達段階、健康状態、技能の習熟度、活動を行う場所や時間、安全確保の状況、気象状況等を総合的に考え合わせた、科学的・合理的な内容・方法により行われることが

大切である。

3 一律の形態から多様な形態へ

- ・通常競技種目単位の部活動に限らず、児童生徒のニーズを踏まえ、季節ごとに異なる競技種目を行う部活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う部活動、体力づくりを目的とした部活動など、多様な部活動の形態が考えられる。
- ・児童生徒の参加希望人数が少ない場合においては、運営体制や活動方法等を工夫し、可能な限り児童生徒の希望をかなえられるよう配慮する必要がある。
- ・チーム競技等において、単一校で児童生徒のニーズに応じた部が設置できず、複数校による合同チームを編成する場合には、当該校の校長や指導者間において十分に協議し、児童生徒及び保護者の理解を得て進めていくことが大切である。

13 生徒指導にはどのような心構えが大切か。

文部科学省が生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成した「生徒指導提要」（文部科学省ホームページ掲載）を確認すること。

以下は「生徒指導提要」の抜粋である。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切である。その際に留意する実践上の視点は以下の通りである。

(1) 自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

(2) 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要である。

(3) 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。

(4) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

14 教育相談活動はどのように行えばよいか。

近年、さまざまな原因で学校生活に適應できない児童生徒への対応が大きな課題となっている。教育相談活動は、生徒指導の一環として、こうした児童生徒に対し、適切な支援を行う教育活動である。

本県では、児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーと、福祉に関する専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置している。必要に応じて、これら専門家や関係機関と連携するとともに、教員もカウンセリングマインド（聴く姿勢・支える姿勢）や福祉の視点をもつことが必要である。

1 教育相談における心構え

- (1) 日常の教育活動の中で、児童生徒との意思の疎通を図り、児童生徒理解に努める。
- (2) 人間的な温かみをもって、児童生徒を受容する姿勢をもつ。
- (3) 児童生徒への愛情と信頼を基に、じっくり話し合うようにする。
- (4) 共感的な態度で接し、児童生徒の自己理解を促すようにする。
- (5) 問題の背景となる要因の把握に努め、支援の参考とする。
- (6) 教育相談によって得た児童生徒に関する情報を、責任感から一人で抱え込むことがないように、児童生徒への支援に当たっては、校長、教頭、部主事、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に必ず相談する。
- (7) 家庭との連携を緊密にし、家庭における児童生徒の生活態度等も理解しておくようにする。

2 学校生活に適應できない児童生徒の早期発見・早期対応

学校生活に適應できない児童生徒や、友人関係や家庭環境などに悩みを抱えている児童生徒は、一般に遅刻や欠席が目立ち、活気が見られなくなる場合が多い。日常の学校生活の中で、児童生徒一人一人の特性等の把握に努め、このような兆候を発見した場合は、早期に校内で情報を共有し、積極的に問題の解決を図ることが大切である。

3 医療機関・相談機関との連携

学校生活への不適應を起こしている児童生徒の中には、学校内の指導や教育相談だけでは対応しきれないケースもある。そのような場合は、必要に応じて保護者と十分に話し合った上で、外部の医療機関や相談機関と連携して指導・援助することが大切である。

15 児童生徒の問題行動にどのように対応したらよいか。

児童生徒の問題行動は、反社会的なものと非社会的なものに大別することができる。学校においては、学校の規則に違反し、児童生徒としてふさわしくない行為をすることも問題行動の一つである。

1 反社会的問題行動

暴力行為、窃盗などが該当する。欲求不満や不安を社会に対して攻撃的な形で示すものとされる。少年法その他の法令に違反する行為が一般に非行と言われ、犯罪行為、触法行為、ぐ犯行為の三つに分けられる。

2 非社会的問題行動

不登校、ひきこもり、自傷行為、自殺などが該当する。不安やストレスを解消しようとする行動が自己の内面に向けられ、社会的不適応を起こすものとされる。

3 問題行動に対する留意点

- (1) 早期発見、早期指導を心がける。生活や服装の乱れといった、児童生徒の変化に気付き、適切な指導や支援ができれば、問題行動を未然に防ぐことができる。
- (2) 実際に問題行動が発生したときには、速やかに管理職や生徒指導主事等への報告を行う。指導や支援に当たっては、担任、学年主任、生徒指導部、教育相談担当者等と連携をとりながら共通理解の下に行う。また、家庭との連携も大切であり、保護者会、家庭訪問、電話連絡等を通じて、児童生徒の日常の行動についての情報交換を密にする必要がある。
- (3) どのような指導や支援も教育的配慮に基づいて行われなければならない。指導の際には、温かい心遣いが伝わる必要がある。また、問題行動に至った背景の検討、その原因への対応、再発防止に視点を置いたきめ細かい指導や支援が大切となる。
- (4) 体罰は、学校教育法により厳に禁止されており絶対に行ってはならない。体罰は、児童生徒の身体のみならず、その心を深く傷つけ、教員との信頼関係を損なうものであり、教育的効果は期待できない。生徒指導資料「全ての子どもが笑顔になるために－生徒理解と指導力の向上を目指して－」等を活用し、体罰によらず児童生徒理解に基づいた指導を行うよう、指導力の向上に努める。

4 児童生徒を叱る場合の留意点

叱ることは、児童生徒の言動等を改善の方向へ向けるための一つの方法である。叱ることが、教員の個人的な感情の表現や判断の押し付けであってはならない。

また、叱ることによって、児童生徒が萎縮したり、逃避的態度や反抗的態度をとったりすることがある。そうした児童生徒に対しては、他の教員と情報を共有し、

その背景を見極め、他の指導や支援を検討する必要がある。児童生徒自身が内面に抱える問題そのものを理解しようとするのが大切である。

児童生徒に受け入れられにくい叱り方は、皮肉めいた叱り方、必要以上に激しい叱り方、長々と続く叱り方、他と比較するような叱り方などである。諭すような、さっぱりと簡潔な叱り方を心がける。そして、叱った後は、観察や声かけといったフォローが必要である。

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

(「生徒指導提要」P105 より抜粋)

5 児童生徒を褒めることの重要性

児童生徒のよい点を認め、それを評価することにより、自己有用感や意欲をもたせることができる。日頃から積極的に児童生徒のよいところを見付け、褒めて励ますことが大切である。

6 警察や裁判所等関係諸機関との連携

児童生徒に問題行動、特に反社会的問題行動があった場合、警察、家庭裁判所等関係機関から法的根拠に基づき、照会がなされることがある。これらの照会に対しては、必ず管理職に相談した上で対応する。

なお、公務員には守秘義務があり、職務上知り得た児童生徒の個人情報守秘義務の対象である。回答に当たっては、照会事項をよく検討し、必要とする理由や使用方法等について十分確認し、児童生徒個人の人権、個人情報の保護といった点に留意して、対応することが必要である。

16 いじめに対する指導はどのような点に配慮したらよいか。

1 いじめに対する基本的な姿勢

自校の「学校いじめ防止基本方針」（自校のホームページに掲載されている）への理解を深め、自身に与えられた役割を確実に果たそうとすることが大切である。

2 いじめの早期発見

個々の児童生徒の人間関係を把握したり、児童生徒の出すサインに気付く感性を磨いたりする必要がある。特に、児童生徒が、次のようなサインを示した場合にはいじめの兆候と捉える必要がある。

- (1) 沈んだ表情や態度が目立つ。
- (2) 欠席・遅刻・早退が増える。
- (3) 一人でいることが多くなる。
- (4) 作文や作品等に変調が見られる。
- (5) 用がないのに職員室に来る。

3 いじめへの対応

(1) 組織的な対応

いじめ（疑いを含む）を確認したり、生徒本人や保護者からのいじめの申し出があったりしたときには、速やかに自校の「学校いじめ防止基本方針」に定められた行動をとる（担当者に報告を行うなど）。最も避けなければいけない対応は独断で「いじめではない」と判断したり、一人で問題に対応しようとしたりすることである。

<いじめの定義>

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

<いじめの重大事態>

「いじめ防止対策推進法」では、以下のようないじめについて重大事態と定めている。これらに該当する情報を得た場合は、速やかに管理職に報告する。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間 30 日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などにも留意する必要がある）

(2) 指導上の留意事項

- ・加害児童生徒に対しては、加害に至った背景にも目を向け、児童生徒の言い分にも十分耳を傾ける。必要に応じて教育相談的な支援を行う。

- ・「いじめ防止対策推進法」の定義から、「1回限りだから」「軽い嫌がらせだから」「対人関係のトラブルに過ぎないから」などの理由でいじめに該当しないという認識は誤りである。また、被害者は、その事実を大人に隠そうとする傾向があるので、さまざまな要素を考慮していじめの認知に努める必要がある。
- ・児童生徒間の事態の推移は予想以上に速いため、児童生徒間でのトラブルを認知した場合、速やかに自校の「学校いじめ防止基本方針」に定められた行動をとる（担当者に報告を行うなど）。

4 いじめの未然防止

- 全ての児童生徒にいじめを自分自身の問題として考えさせることが重要である。学級（ホームルーム）活動をはじめ教育活動全体を通じて、人権を尊重し、他人の立場や痛みを感じることができるよう日常的に指導する必要がある。
- 「インターネット上のいじめ」の問題への対応も含めて、教育活動全体を通じて情報モラル教育を行い、家庭・地域と連携してスマートフォン等の情報機器の適切な使い方を身に付けさせることが必要である。

（参考）

＜いじめ防止や対応についての資料（各ホームページからダウンロード可能）＞

- 「学校いじめ防止基本方針」（自校のホームページに掲載）
- 「いじめの防止とその対応」
（平成 27・28 年度 県立学校生徒指導事例研究会報告書 愛知県教育委員会）
- 「いじめ対策に係る事例集」
（平成 30 年 9 月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

＜いろいろな相談窓口＞

- 24 時間子供 SOS ダイヤル「子ども SOS ほっとライン 24」
電話 全国共通ダイヤル 0120-0-78310（毎日 24 時間）
- 被害少年相談電話〔愛知県警察本部〕
電話 0120-7867-70（月～金 9:00～17:00）
- 家庭教育相談電話〔愛知県教育委員会〕
電話 052-961-0900（月～金 9:00～16:00）
- 一般教育相談室〔愛知県総合教育センター〕
電話 0561-38-2217（月～金 9:00～17:00）
- 教育相談こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕
電話 052-261-9671（年末年始を除く毎日 10:00～22:00）
- 児童相談所虐待対応ダイヤル〔各地区児童相談所〕
電話 ^{いちはやく}189（毎日 24 時間）
- あいちこころのサポート相談（LINE）
LINE ID @aichi_soudan（月曜～土曜 20:00～0:00、日曜 20:00～翌月曜 8:00）

17 個人情報の取扱いはどのような点に配慮したらよいか。

県教育委員会は、県立高等学校、県立特別支援学校、それぞれの校種に対して「学校における生徒の個人情報の取扱いの手引き」（以下「手引き」）を毎年度通知している。

年度当初に、必ず当該年度の「手引き」を一読すること。

また、個人情報の取扱いの細則（保管場所や校外への持ち出し等の手続き）については各学校の「個人情報の管理・運用規程」及びその「別表」により定められている。「手引き」とともに必ず確認すること。

（参考）「手引き」の内容について

- ・「Ⅱ 全体に係る留意事項」として個人情報の保管や持ち出しについての留意事項がまとめられている。
- ・「Ⅲ 学校運営の諸領域における留意事項」として業務内容や場面、分掌ごとに留意事項がまとめられている。自身の業務に関係する部分については特に入念に確認しておくこと。

18 進路指導とは何か。また、どのような姿勢で取り組んだらよいか。

進路指導は、生徒が自らの在り方生き方を考え、主体的に進路を選択・決定し、将来の生活に適応する能力を伸ばすよう、教員が組織的、計画的かつ継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。

令和5年度における本県の高校等進学率は98.2%（通信制課程を含む）であり、能力・適性、進路希望等において多様な生徒が入学している。生徒一人一人の個性を把握し、これを伸ばし、将来において一層の自己実現ができるよう、適切に指導・援助することが大切である。進路指導が人生設計の指導であると言われるのは、この意味に他ならない。

進路指導の本来の役割を踏まえ、特に次の諸点に留意して指導に当たる必要がある。

- 1 進学、就職等のいずれの希望者であるかを問わず、全ての生徒を対象に指導する。
- 2 進路指導主事、学級（ホームルーム）担任、教科担任をはじめ、全ての教員が協力して指導する。
- 3 最終学年においてだけでなく、全ての学年を通じて計画的、継続的に行う。
- 4 各教科・科目、総合的な探究の時間、学級（ホームルーム）活動をはじめとする特別活動など学校の教育活動全体を通じて行うよう配慮する。
- 5 インターンシップ（就業体験）などを通じて、生徒の望ましい勤労観・職業観を育成するよう努める。
- 6 フリーターやニートなど正規の職業に就かない、または正規の職業に就きたくても就けない若者が多いことなども踏まえ、自立した社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質と能力を身に付けられるよう指導する。

平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領の総則では、教育課程の編成及び実施に当たって配慮すべき事項に、「生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと」と示されており、社会的・職業的自立のための基盤となる能力や態度の育成を通じて生徒の勤労観・職業観等の価値観を形成・確立するキャリア教育の一環として、進路指導の果たすべき役割は大きい。

教員の適切な指導・援助と熱意ある取組が期待される。

19 学校図書館の活用をどのように進めたらよいか。

1 学校図書館

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能を持ち、この2つの機能の発揮を通じて、「学校教育の中核」たる役割を果たすよう期待されている。平成15年度から、12学級規模以上の学校には、司書教諭が配置されているので、各学校の実情に応じて、図書館活動を支えている教職員と連携し、学校司書・司書教諭が中心となって学校図書館の円滑な運営と活性化を図るよう工夫する必要がある。

2 読書センターとしての学校図書館の活用

読書は、児童生徒の旺盛な好奇心に応えるとともに、夢や想像力を育むものであるが、最近では、読書離れ・活字離れの状況が見られる。児童生徒の心の成長を促すためにも、児童生徒が積極的に読書を楽しみ、豊かな心を身に付けることができるような学校図書館の活用が求められている。

具体的には、次のようなことが考えられる。

- (1) 教員が、児童生徒の読書傾向を把握し、児童生徒が感動する本を紹介すること。
- (2) 児童生徒の読書習慣を形成する取組を進めるため、一斉読書などの読書活動を推進すること。
- (3) 感想文に限定せず、絵画やスピーチなど、児童生徒の個性に応じた方法で読後感を表現させる工夫を行うこと。

3 学習・情報センターとしての学校図書館の活用

情報化時代を迎え、児童生徒の自主的・自発的な学習態度の育成はいつそう重要になっている。この要請に応えるためには、次のような点に留意することが大切である。

- (1) 学校図書館の役割を理解し、図書や保存資料の組織的保管、活用等について教員が研修すること。
- (2) 各教科とも、学校図書館を活用して調べ学習を行ったり、授業時の資料紹介などを通じて資料の活用を促したりして、学校図書館に親しむ機会をより多くつくること。また、「総合的な探究の時間」等においても、学校図書館を十分活用すること。
- (3) 学校図書館が所蔵する、DVD等さまざまな情報ソフトや情報手段を活用すること。

いずれにしても、教員自らが読書に親しみ、学校図書館を活用する姿勢をもつことが重要である。

20 学校体育に関する指導はどのような観点から進めたらよいか。

学校においては、体育の授業や運動部活動などで、児童生徒がスポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わうことができるような指導の充実を図り、学校卒業後の豊かなスポーツライフの実現に向けた基礎を培うことが重要である。

学習指導要領（平成 30 年 3 月公示）では、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究（学習）の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と、学校教育活動全体での取組の必要性が明示されている。

これらを踏まえ、次のような観点から学校体育に関する指導を進めていくことが大切である。

1 豊かなスポーツライフの基礎を培う

充実したスポーツライフの形成は、青少年期にどのようにスポーツと接したかにより大きく左右されると言われている。児童生徒が、学校で楽しさや喜びを感じながら、自ら進んで運動やスポーツに取り組む習慣を身に付けることは、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培い、たくましく生きるための体力を育むものである。そのためには、児童生徒に運動やスポーツと関わる機会を提供する学校体育を、これまで以上に充実させることが必要である。

また、豊かなスポーツライフを継続していくためには、運動の技能を高めていくことのみならず、体力や技能の程度、性別や障害の有無、目的等の違いを越えて、運動やスポーツとの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、共生の視点を踏まえた指導が重要である。

2 心と体を一体として捉えた指導を行う

児童生徒の心身ともに健全な発達を促すためには、心と体を一体として捉えた指導が重要である。すなわち、心身の発達の状態を踏まえて、運動による心と体への効果や、健康、特に心の健康が運動と密接に関連していることなどについて、具体的な活動を通じて指導することが必要である。

3 学校教育活動全体で取り組む

児童生徒が生涯にわたり運動やスポーツを実践していくことや、体力の向上を図る上で必要な資質や能力を育てるためには、「体育」や「保健」の授業時間だけでなく、関連の教科、学級（ホームルーム）活動・体育的行事などの特別活動や総合的な探究

(学習)の時間など、教育活動全体を通じて計画的、継続的に行うことが重要である。

また、その効果を上げるためには、全教職員の理解と協力の下、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的な取組が必要である。

21 健康教育を進める上で学級(ホームルーム)担任は何を行うのか。

健康教育の目標は、児童生徒を取り巻く健康課題に対して、児童生徒一人一人がよりよく問題を解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。

このため、学校における健康教育については、知識を習得するためだけに行うのではなく、自分自身の心と身体を大切に、知識を実践に生かす態度の育成を重視する必要がある、その実現を目指すことをねらいとしている。

このねらいを達成するためには、全ての教員がその意義を理解し、学校全体として健康教育の推進を図る必要がある。

特に学級(ホームルーム)担任は、直接児童生徒を指導する立場にあるため、日頃からその健康管理に努めなければならない。具体的には、次のような点に留意して指導に当たることが大切である。

1 心身の健康状態の把握

定期健康診断や各種保健調査の結果を把握し、日常的な健康観察(顔色、表情、態度等)を行うとともに、週、月、学期ごとの時間的経過の中での変化にも留意する。

配慮を要する児童生徒については、家庭及び養護教諭等と緊密な連携を図り、学級(ホームルーム)活動や体育的・学校的行事などにおいて、心身の健康状態をきめ細かく把握するよう努める。

2 発育状況の把握

身体計測や体力テストの結果等を含め、心身の順調な発育に留意する。

3 学校環境衛生の維持・管理

学校環境衛生は、児童生徒の健康の保持増進、学習効率の向上、豊かな情操の育成に大きな影響を及ぼすため、学校環境衛生基準に基づき適切な環境の維持・管理に留意する。

4 保健・安全に関する指導の徹底

学級(ホームルーム)活動や保健・安全的学校行事等、あらゆる機会を捉えて、心身の健康・安全に関する知識が行動化、習慣化されるよう働きかける。

22 学校事故が発生したときにはどのように対応したらよいか。

学校事故が発生したときの緊急対応については、各学校で救急体制が定められているので、その内容を十分理解しておくとともに、緊急時には直ちに対応できるよう備えておかなければならない。

1 学校事故発生時の緊急対応

(1) 発生場所での対応

- ア 事故を起こした児童生徒から離れず、状況の把握と児童生徒の観察に努める。
- イ 早急に負傷者への応急手当（心肺蘇生、AED、エピペンを含む）を行うとともに、環境等の危険を排除する。
- ウ 近くの教職員、養護教諭、保健主事、担任等へ速やかに協力を求めるとともに、必要に応じて救急車を要請する。

(2) 管理職や養護教諭の指示の下に行う対応

- ア 保護者への連絡は、事実の正確な伝達に努め、推測や大げさな表現は慎む。
- イ 事故発生の状況や対応等について、時間を追って詳細に記録する。
- ウ 学校と病院との緊密な連絡をとる。

2 緊急対応終了後の留意点等

- (1) 重大事故が発生した場合、学校はその概要を「児童生徒の事故発生速報（様式 8）」の用紙に記入し、県教育委員会保健体育課へ速やかに報告する。その後、事故の全容が判明したとき、「児童生徒の事故発生状況報告書（様式 10）」を速やかに提出する。
- (2) 事故に関する記録は日時を追って関係事項の全てを克明に記録する。
- (3) 児童生徒が入院した場合には、担任をはじめ関係職員が見舞い、状況の把握に努める。また、保護者との連絡を密にするとともに、児童生徒への励ましと学習等に対する配慮に努める。
- (4) 必要に応じて、学校医へ連絡・相談する。
- (5) 警察署への通報が必要な場合には、所轄の警察署へ連絡する。
- (6) 外部からの問い合わせがあった場合には、責任者を定め窓口を一本化し、個人情報取り扱いに十分配慮して対応する。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び愛知県公立高等学校PTA連合会の医療費等の給付については、管理職及び養護教諭との連携を図るとともに、早い段階で保護者に説明し、給付手続の方法を知らせる。
- (8) 事故の原因や問題点を明らかにし、同様の事故が発生しないよう、安全教育・安全管理の徹底を図る。

23 児童生徒の安全教育・安全管理はどのような観点から進めたらよいか。

児童生徒の安全は学校教育活動全般の基盤となるものであり、何よりも優先して考えなければならない。各教科における指導をはじめ、総合的な探究（学習）の時間、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動、学校行事等、学校教育活動全体を通じて安全教育を適切に行う必要がある。学校安全は全職員の協力によって推進されるものであり、教職員はそれぞれの立場や役割に応じて研修に努めなければならない。

1 安全教育の目標

(1) 安全に関する知識や技能を習得させる。

- ・事故、事件、災害の現状や原因についての学習
- ・応急手当、心肺蘇生法（AEDを含む）の習得 など

(2) 適切に安全な行動がとれるよう実践的な態度や能力を育成する。

- ・危険予測学習
- ・的確な状況判断と対処方法の習得
- ・事故、事件、災害発生時に適切な行動がとれる資質の向上など

2 交通安全

(1) 交通事故の現状と課題

登下校中を中心に児童生徒が重大な傷害を負ったり、死亡したりする交通事故が発生している。また、毎年、自転車等による加害事故も発生するなど、児童生徒を取り巻く交通環境は厳しい状況にある。若者の将来を奪う悲惨な交通事故を防止するため、自転車等乗用時のルールの再確認をはじめとした交通安全教育は喫緊の課題であり、そのために果たす学校の役割は非常に大きい。

(2) 「四ない運動」の推進

各学校では、PTAと協力し、原付、二輪車、四輪車の「四ない運動（免許を取らない、買わない、乗らない、乗せてもらわない）」を推進しており、交通事故の抑止に効果を上げている。今後も、児童生徒の尊い命を守るため、この運動を推進するとともに、交通ルール、マナーの厳守等、交通社会に生きる一員として必要な資質を身に付けさせることが肝要である。

3 生活安全・災害安全

学校を中心とした日常生活の中では、交通事故以外の事故も多く発生している。また、近年、地震や台風等自然災害による被害や、在校時あるいは登下校時における不審者による事件也多発している。

事故、事件、災害による被害を未然に防ぐための安全教育の重要性や、万一重大な被害が発生した際の危機管理体制については、全教職員が理解しておくとともに、的確で迅速な対応ができるよう、日頃から研修に努める必要がある。

24 定時制・通信制課程における授業はどのような点に留意したらよいか。

定時制・通信制課程に学ぶ生徒の状況は多様化しているので、学習意欲を喚起し、基礎・基本をしっかりと身に付けさせるために、生徒の実態や特性をよく把握し、これを踏まえた授業（通信制においては面接指導）を行うよう十分配慮することが肝要である。

定時制課程においては、生徒の生活状況などを考慮して、家庭学習が過重負担とならないよう適切な配慮をするとともに、授業の進め方等にも工夫を凝らすことが重要である。

通信制課程においては、家庭学習が中心となるので、自学自習の進め方、レポートの作成及び提出期限等について十分な指導を行う必要がある。

授業を進めるに当たっては、次のような点に留意したい。

1 教材の精選

基礎的・基本的知識を習得させるため、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫し、適切な教材を精選する。

2 学習形態の工夫・改善

生徒が興味をもって学習できるよう、筆記、実験、発表など多様な学習活動を適切に組み入れるとともに、モデル、標本、情報機器（コンピュータ、プロジェクタ、実物投影機（書画カメラ）、電子黒板等）などを積極的に活用し、指導の形態や方法の工夫改善により個に応じた指導の充実を図る。

3 個別指導

定時制・通信制課程では、生徒の学力が多様化しているため、教室における講義中心の一斉学習では、個々の生徒に学習内容の定着を徹底させることが難しい。そこで、一斉学習においても個別指導の視点に立って、生徒一人一人の習熟度に応じた指導助言に努めるなど、生徒の学習上の疑問や悩みに十分配慮した指導を進めていく必要がある。

4 生活環境への配慮

生徒一人一人の生活環境が異なっている点に配慮することが大切である。それぞれの生活環境や学習環境を具体的に把握し、個々の生徒が抱えている問題や課題を的確に理解して対応する必要がある。

また、教育相談担当やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の助言を得て、広い視野に立って指導を行うことが必要である。

25 特別支援教育の現状はどのようなものであるか。

特別支援教育は、障害のある児童生徒等が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、学習上や生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

具体的には、障害の種類や程度等に応じて、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級や通級指導教室などにおいて、きめ細かい教育が行われている。さらに、障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、家庭や児童福祉施設、医療機関に特別支援学校教員を派遣して指導を行う訪問教育や施設内教育が行われている。

また、平成19年4月に改正学校教育法が施行され、障害のある児童生徒等の教育（以下「特別支援教育」という）は、小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害のある児童生徒等を含め、障害により特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校において行うよう規定された。

令和5年度愛知県における障害のある幼児児童生徒の就学状況（国公立）（令和5年5月1日現在）

区分		学校数	学級数	幼児児童生徒数			
				幼	小・中	高	計
小・中学校	特別支援学級	1,354	4,203	—	16,975	—	16,975
	通級指導教室	(522)	(536.5)	—	(9,409)	—	(9,409)
特別支援学校	盲	2	38	12	45	40	97
	聾	6	115	72	214	100	386
	知的障害	22	969	2	2,579	2,862	5,443
	肢体不自由	11	432	12	845	382	1,239
	知的障害・ 肢体不自由	1	66	—	159	112	271
	病弱	1	47	—	72	10	82
	計	43	1,667	98	3,914	3,506	7,518

・学校数は、千種聾学校ひがしうら校舎、豊川特別支援学校本宮校舎、大府もちのき特別支援学校桃花校舎、瀬戸市立瀬戸特別支援学校光陵校舎、名古屋市立南特別支援学校南分校を含む。

・障害による就学義務の猶予・免除者は1人

・小・中学校の通級指導教室は外数で（ ）で記載し、聾学校5校による通級指導を含む。

26 特別支援学校の教育課程はどのようなものであるか。また、教育課程の実施に当たってどのような配慮が必要か。

1 特別支援学校の教育課程

(1) 教育課程編成の基本方針

特別支援学校の教育については、学校教育法第72条で示されるように、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。各学校においてはそれぞれの学習指導要領に基づき、創意工夫を加えて、幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成することが必要である。

各学校の教育活動を進めるに当たっては、幼児児童生徒に主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次のアからエまでに掲げる事項の実現を図り、幼児児童生徒に生きる力を育むことを目指すものとする（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領抜粋）。

ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めること。

ウ 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

エ 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

(2) 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領抜粋）

ア 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(ア) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

(イ) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、

道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。

(㍑) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

(㍒) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。

(㍓) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

(㍔) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

イ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の３段階（小学部の最も高い段階）に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容（小学校学習指導要領参照）の一部を取り入れることができるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う中学部の２段階（中学部の最も高い段階）に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第２章に示す各教科の目標及び内容（中学校学習指導要領参照）並びに小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容（小学校学習指導要領参照）の一部を取り入れることができるものとする。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第２章第１節第２款若しくは第２節第２款参照）の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第４章第２款参照）の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

エ 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

オ 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記アからエに示すところによることができるものとする。

カ 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

2 個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画とは、学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画である。作成に当たっては、平成30年8月に改正された学校教育法施行規則において、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）において通級による指導が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成しなければならないことが規定されている。

また、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることと示されている。

3 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めることが大切である（幼稚部についても同趣旨の記載がある）。

指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにすることが大切である。

27 特別支援学校の「自立活動」とはどのようなものか。

1 自立活動の目標

自立活動は、個々の幼児児童生徒が、自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うことを目標とする教育活動で、特別支援学校の教育課程では、重要な領域として位置付けられている。

2 自立活動の内容

学習指導要領では、自立活動の内容が、①健康の保持、②心理的な安定、③人間関係の形成、④環境の把握、⑤身体の動き、⑥コミュニケーションの六つに区分され、27項目が示されている。指導に当たっては、これらの内容の中から、個々の児童生徒等に必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

以下に、特別支援学校で行われている主な指導内容例を挙げる。

- (1) 盲学校…触覚・聴覚などの活用、視覚補助具の活用、視覚認知の指導、歩行指導、基本的な生活技能等
- (2) 聾学校…聴覚活用、言語や発音の指導、多様なコミュニケーション手段の選択と活用等
- (3) 知的障害特別支援学校…知的障害の状態からみた言語、運動、情緒・行動などの面における顕著な発達の遅れに対する指導等
- (4) 肢体不自由特別支援学校…座位の保持や起立・歩行の指導、日常生活動作の指導、コミュニケーションの指導等
- (5) 病弱特別支援学校…病気に対する回復意欲の向上、病状の理解と病気の管理に関する指導、心理的安定の指導等

3 自立活動の指導

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、学習指導要領に示されている内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。また、幼児児童生徒の学習又は活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることが大切である。

なお、平成30年度から高等学校においても特別の教育課程を編成し、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動等）を特別の場（通級指導教室）で行うことができるようになっており、県立高等学校においても希望者を対象として通級指導により自立活動の単位認定を行っている。

28 教員の勤務時間はどのように定められているか。

1 勤務時間

勤務時間とは、職員が上司の指導助言や指揮監督の下にその職務に従事することに専念すべき時間である。勤務時間は、条例・規則等に基づき本県では、1週間当たり38時間45分と規定されている。

2 勤務時間の割振り

正規の勤務時間は、地域の実情、学校教育活動の特殊性などを考慮して、校長が具体的に個々の教員について、あらかじめ1週間の各曜日に割り振ることとなっている。その具体的な内容は、①勤務を要する日の特定、②勤務を要する日における勤務すべき時間の特定、③勤務を要する日における勤務の開始・終了時刻の特定、④勤務を要する日における休憩時間の配置等である。

3 休憩時間

休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、勤務時間の途中に置かなければならない。休憩時間は、原則として一斉に付与すべきものであり、しかも職員が自由に利用できる時間である。

4 時間外勤務

教員に対し時間外勤務を命じるのは、次の業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限られている。

①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

5 国民の祝日や年末年始等の勤務

国民の祝日や年末年始の休日にも、その日が週休日でない限り、勤務時間が割り振られているが、特段の命令がない限り勤務しなくてもよいことになっている。

なお、夏休み等の休業日（週休日を除く）は勤務を要する日であり勤務時間が割り振られている。

6 休暇、職務専念義務の免除

休暇、職務専念義務の免除の要件、手続きは、別表のとおりである。

これらに該当する場合は、勤務時間中であっても職務専念義務が免除される。

7 その他

平成27年度より時差勤務を導入している（詳細は「26教職第1140号」参照）。

休 暇 一 覧 表

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
年次休暇		年度20日 残日数があれば翌年度に限り繰り越すことができる。	1 日 1 時間	要しない	有給 100 100	労働基準法 39条 勤務時間条例 10条 勤務時間規則 4 条 学校職員の休暇等取扱要領 3
療養休暇	公務上の傷病及び通勤（地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) 第2条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病のため療養を要する場合	傷病による療養のために必要とされる最小限度の期間	1 日 通院等のため必要がある場合は1 時間	週休日を 除きひき つづき6 日以上に わたる場 合及び時 間単位の 場合は、 医師もし くは助産 師の証明 書又は勤 務に服す ることが できない 旨を明ら かにした 書面	有給 100 100	勤務時間条例 11条 勤務時間規則 第4条の2 給与条例 29条 学校職員の休暇等取扱要領 4
	勤務時間の短縮措置が講じられた場合	3月を超えない範囲内（ただし、校長が認めるときは、3月の範囲内でこれを延長することができる。）において、そのために必要な期間				
	上記以外の場合	上記の場合における療養休暇を与えられた日及びこれらの療養休暇に係る傷病に係る療養期間中の週休日、休日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日を除いて連続して90日			有給 100 100 (ひきつ づき90日 を超える 期間につ き 50 100)	
特別休暇	(出生サポート休暇) 不妊治療を受ける場合	1年度につき5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）以内の期間	1 日 1 時間	診察券、 領収書、 治療の 内容が分 かる書類 等を提示	有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5 条 5 項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ア
	(出産休暇) 出産する場合	産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては22週間）。ただし、出産日後8週間を経過する日の前日までに出産休暇期間が満了する場合にあっては、出産日後8週間を経過する日までとする。休暇の開始時期は、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以降の日から出産予定日前4週間（多胎妊娠の場合にあっては10週間）までの日とする。	1 日	出産予定 日を記載 した証明 書及び出 産証明書		労働基準法 65条 勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5 条 5 項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)イ
	(育児参加休暇) 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき	妻の出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠の場合にあっては14週目に当たる日）から出産の日後1年を経過する日までの期間に、5日以内の期間	1 日 1 時間	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5 条 5 項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ウ
	(育児時間) 生後1年6月未満の子を育てる場合	1日2回 各1時間以内の期間	1 時間 1 分	育児時間 を必要と する理由 書 (男性職 員のみ)		労働基準法 67条 勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5 条 5 項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)エ

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
特別休暇	(通勤緩和) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始まり又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内の期間	1時間 1分	母子健康手帳又は医師の診断書	有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条4項 5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)デ
	(妻の出産補助休暇) 妻の出産に伴う入退院の付添い、妻の出産時の付添い又は出産に係る入院中の妻の世話、子の出生の届出等を行う場合	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間において2日以内	1日 1時間	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条4項 5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ナ
	(生理休暇) 女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合	1回について3日以内	1日	要しない		労働基準法 68条 勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)キ
	(忌引休暇) 親族の死亡の場合	親族区分により別に定める日数以内の期間。遠隔地の場合、往復に要する日数を加算することができる。週休日や休日は期間に含めない。	1日	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ク
	配偶者、父母又は子の祭日の場合	1日	1日	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ケ
	(結婚休暇) 結婚する場合	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1年を経過する日までの期間において、6日以内の期間。ただし、週休日又は休日は期間に含めない。 なお、「結婚の日」とは、婚姻届提出日、結婚式を挙げる日又は婚姻共同生活を始める日のいずれか早い日をいう。	1日	要しない		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)コ
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	1時間	事実を証明する書類を提示		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)サ、シ、ス
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合		1日 1時間	裁判員として出頭する場合は申請時に呼出状を提示し、裁判員として職務に従事した場合には、事実を証明する書類を提示		
	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等を提供する場合			事実を証明する書類を提示		

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
特別休暇	地震、水害、火災その他の災害により、現住居を滅失され、又は損壊された場合	必要と認められる期間	1 日 1 時間	勤務できない理由を明らかにする書類	有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ソ、タ、チ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、交通を遮断された場合					
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定により交通を制限され、又は遮断された場合					
	（保健指導、健康診査休暇） 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年以内に1回。それぞれ1回について1日以内の期間	1 日	母子健康手帳又は医師の証明書を提示		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条4項5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ツ
	（妊娠障害休暇） 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1回の妊娠について14日以内の必要な期間	1 日 1 時間	母子健康手帳又は医師の証明書を提示		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条4項5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ト
	（ボランティア休暇） 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合	1年度につき5日以内の期間	1 日 1 時間	ボランティア活動計画書		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条3項5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)セ
	（子の看護休暇） 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話をを行う場合	1年度につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内の期間	1 日 1 時間	「特別休暇等及び職免承認簿・欠勤簿」により申請する場合は、子の看護を必要とする理由書（※1）		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条1項5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)オ
	（短期介護休暇） 要介護者（※2）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行う場合	1年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）	1 日 1 時間	要介護者の状態等申出書		勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条2項5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)カ

（※1）各学校職員の「特別休暇等及び職免承認簿・欠勤簿」を、本人以外の学校職員が容易に見ることができない方法で管理している場合は、「特別休暇等及び職免承認簿・欠勤簿」の理由欄に「子の看護を必要とする理由書」に記載すべき内容を記載することで、同理由書の提出に代えることができる。

（※2）「要介護者」とは、職員の①配偶者、②父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、③職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者。

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
特別休暇	(家族休暇) 第一号から第四号の いずれかの事由に該 当する場合	全ての事由を通じて1年度 につき9日以内。ただし、 第一号の場合にあっては1 年度につき6日以内の期間 とする。			有給	勤務時間条例 12条 勤務時間規則 5条4項 5項 学校職員の休暇等取扱要領 5(1)ニ
	第一号 (夏季) 夏季において心身 の健康の維持増進 又は家庭生活の充 実を図る場合		1日 (3時間45分 又は4時間勤 務日は半日と し、2回を もって1日と 換算する。)	要しない		
	第二号 (家族看護) 負傷し、若しくは 疾病にかかった配 偶者、1親等の親 族(ただし、中学 校就学の始期に達 するまでの子を除 く。)及び2親等 の親族(祖父母、 孫又は兄弟姉妹に 限る。)並びに学 校職員と同居して いる2親等の親族 (祖父母、孫又は 兄弟姉妹を除 く。)及び3親等 の親族(おじ、お ば等)の看護を行 う場合又は義務教 育を終了しない子 (配偶者の子を含 み、中学校就学の 始期に達するまで の子を除く。)に 予防接種を受けさ せる場合		1日 1時間	「特別休 暇等及び 職免承認 簿・欠勤 簿」によ り申請す る場合 は、看護 のための 家族休暇 を必要と する理由 書 (※3)		
	第三号 (義務教育等に係 る授業参観等) 子の在籍する学校 等が実施する行事 に出席する場合		1日 1時間	学校等か らの通知 文等実施 を証明す る文書の 提示		
	第四号 (長期勤続者の旅 行等) 職員として20年、 25年又は30年の在 職期間を経過し、 基準日から起算し て1年以内に旅行 等によりリフレッ シュを図る場合		1日 「基準日」と は、20年、25 年又は30年の 在職期間を経 過後の最初 の4月1日とす る。	要しない		

(※3) 各学校職員の「特別休暇等及び職免承認簿・欠勤簿」を、本人以外の学校職員が容易に見ることができない方法で管理している場合は、「特別休暇等及び職免承認簿・欠勤簿」の理由欄に「看護のための家族休暇を必要とする理由書」に記載すべき内容を記載することで、同理由書の提出に代えることができる。

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
介護休暇	要介護者の介護をする必要がある場合	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間	1日 1時間	医師の証明書、在宅ねたきり老人等福祉手当受給資格認定通知書の写し その他勤務できない理由を明らかにする書類	無給	勤務時間条例 13条 勤務時間規則 6条 学校職員の休暇等取扱要領 6
介護時間	要介護者の介護をする必要がある場合	要介護者の各々がその介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	30分	医師の証明書、在宅ねたきり老人等福祉手当受給資格認定通知書の写し その他勤務できない理由を明らかにする書類	無給	勤務時間条例第13条の2 勤務時間規則第6条の3 学校職員の休暇等取扱要領 7
職務専念義務の免除	教特法22条に基づく研修（教員のみ）	承認された期間	1日 半日	研修承認申請書 研修報告書	有給	教特法 22条2項
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	承認された期間	1日 1時間	事由を証明する書類		職免条例 2条2号
	特別職の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合	承認された期間 （県教委の兼職承認を要する）	1日 1時間	事由を証明する書類		職免規則 2条1号
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合	承認された期間 （県教委の兼職承認を要する）	1日 1時間	事由を証明する書類		職免規則 2条2号
	県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合	承認された期間 （県教委の兼職承認を要する）	1日 1時間	事由を証明する書類		職免規則 2条3号

区分	事由	日数または期間	単位	提出書類	給与	根拠規定
職務専念義務の免除	人事委員会に対する措置要求、審査請求をする場合又は当事者として人事委員会へ出頭する場合	承認された期間	1 日 1 時間	必要を証明する書類等	有給	職免規則 2 条 4 号
	人事委員会に対する苦情相談に係る事情聴取、照会、その他の調査に応じる場合	承認された期間	1 日 1 時間	必要を証明する書類等		職免規則 2 条 5 号
	その他、任命権者が定める場合 ・ 大学通信教育面接授業参加	1 年度につき 40 日以内	1 日	面接授業参加許可書の写し等		職免規則 2 条 6 号 46. 7. 8 「大学通信教育面接授業に参加する場合の職務に専念する義務の免除について」
	・ 消防団活動等従事	1 年度につき 40 時間以内	1 時間	消防団員（水防団員）就任届及び任命辞令の写し又は消防団長名等の消防団員等であることの証明書等 出動証明書等又は出動依頼 公立学校共済組合又は愛知県教育職員互助会が実施する人間ドックを受診した結果、医師の指示による精密検査を受診する場合は、医師の指		62. 9. 22 「消防団活動等に従事する場合の職務に専念する義務の免除について」
	・ 健康診断受診	承認された期間	1 日 1 時間	要しない		57. 4. 1 「健康診断を受診する場合の職務に専念する義務の免除について」
	・ 風しんに関する血清抗体検査参加	承認された期間	1 時間	要しない		53. 2. 13 「風しんに関する血清抗体検査に参加する場合の職務に専念する義務の免除について」
	・ 成分献血	承認された期間	1 時間	要しない		63. 6. 20 「献血する場合の職務に専念する義務の免除について」
	・ 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ・ 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	承認された期間 承認された期間	1 時間 1 日	要しない 事実を証明する書類		10. 3. 31 「妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合の職務に専念する義務の免除について」 21. 5. 25 「新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務に専念する義務の免除について」
	地公法55条8項に基づく適法な交渉を行う場合	承認された期間	1 日 1 時間		有給	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 2 条 1 号

29 教員の身分はどのように定められているか。また、教員はその勤務に当たってどのような点に留意しなければならないか。

公立学校教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用を受ける。しかもその職務の特殊性に基づき、「教育公務員」として教育公務員特例法の適用も受ける。なお、職員の採用は原則として「条件附採用」であり、教育公務員特例法第12条第1項に該当する者は採用の日から1年間、その他の者は6か月が条件附採用期間であり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。

地方公務員法第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と服務の根本基準を示し、具体的には以下の義務を規定している。

1 服務の宣誓

新たに教員として採用されたときは、条例に定める「宣誓書」を提出しなければ、その職務を行うことができない。この「宣誓」は、公務員の在り方を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行することを県民全体に誓う行為である。

2 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職務を遂行するに当たっては、法令・条例等に従うことはもちろん、上司の職務上の命令に従わなければならない。

3 職務に専念する義務

勤務時間及び職務上の注意力の全てを自己の職務遂行のために用い、その職務に専心従事しなければならない。ただし、法律または条例に特別の定めがあり、この義務が免除される場合を除く。

4 信用失墜行為の禁止

地方公務員は、その職の信用を傷つけ、または公務員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

なお、教員は、教育者としてよりいっそうの信用保持に努める必要がある。

5 秘密を守る義務

一般の公務員と同様に、教員もまた職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは退職後も同様である。児童生徒の成績を第三者に話す等、個人情報情報を漏らしたり、入学試験の問題を事前に漏らしたりする行為などがこれに当たる。

6 政治的行為の制限

教育者としての地位を利用した選挙運動、政党や政治団体の役員・政治顧問になるなどの政治的行為は禁止されている。

なお、教員の場合、教育公務員特例法第18条によりこの政治的行為の制限は全国どこにおいても適用される。

7 争議行為等の禁止

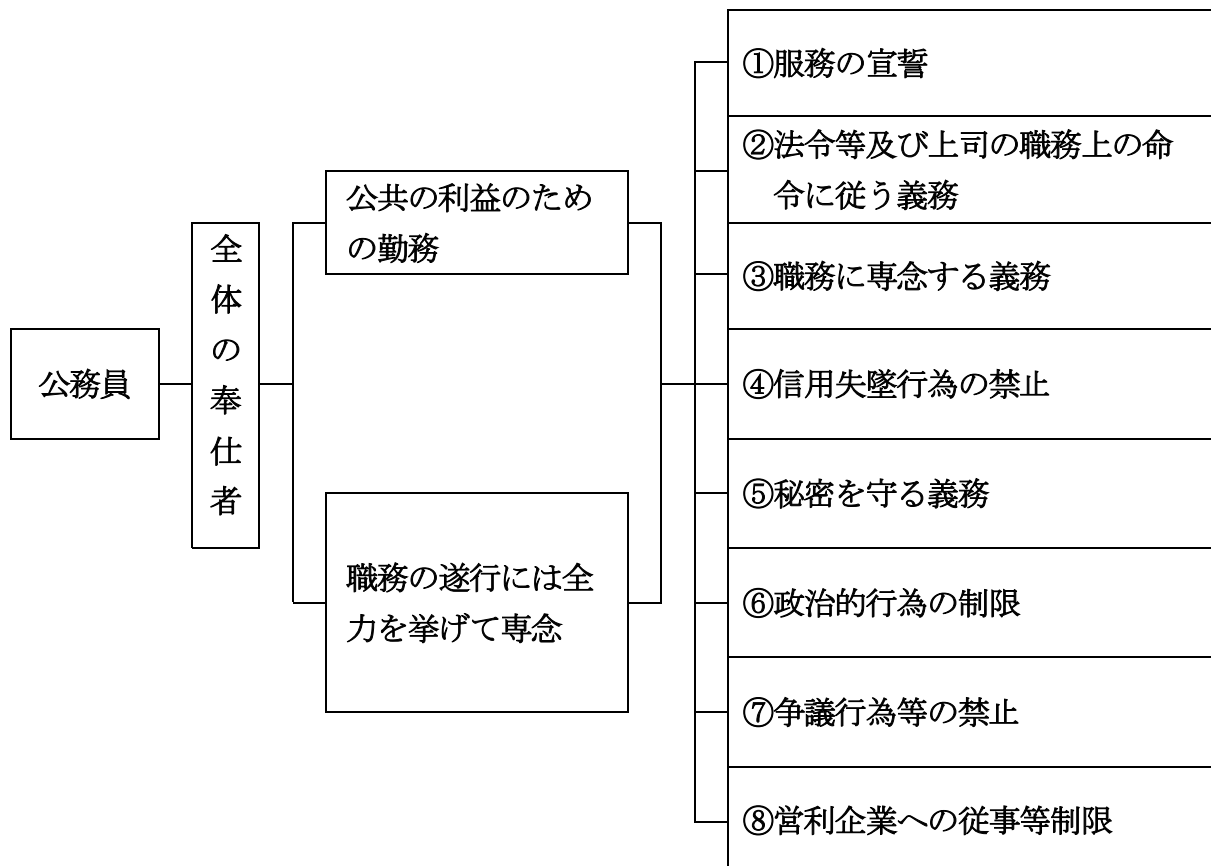
一般の地方公務員と同じく教員も使用者としての住民に対し、ストライキやサボ

タージュその他の争議行為をしたり、業務の能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、このような行為を企てたり、共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

8 営利企業への従事等制限

地方公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利企業を営んだり、報酬を得て事業や事務に従事することはできない。

ただし、教員には、その職務の特殊性から教育公務員特例法第17条により、任命権者である教育委員会が許可をすれば、教育に関する他の職を兼ねたり、教育に関する他の事業や事務に従事することが特例として認められている。



**30 信頼される教職員であり続けるために、気をつけることは何か。
(非違行為を起こさないために)**

たった一人の教職員による不祥事が、多くの教職員の懸命な努力によって長年にわたり築いてきた愛知の教育に対する信頼を、一瞬のうちに崩壊させる。

特に、児童生徒に対するわいせつ行為は犯罪であり、教育公務員として絶対にあってはならない行為であり、法律や条例に抵触するものでなくても、県教委として厳しく処分している。

1 わいせつ行為

(1) わいせつ行為に至るきっかけ

わいせつ行為に至るきっかけは、誰もが遭遇する可能性がある。きっかけとなった事例は、以下のものがある。

- ・生徒から悩みを相談されて、SNS等を使い連絡を取り合うようになった。
- ・個別指導で帰りが遅くなった生徒を、自家用車に乗せて自宅まで送った。
- ・体調不良のために生徒を別室で休養させていたが、何度か部屋に行き、様子を確認した。
- ・顧問をしている部活動で、特定の生徒にフォームを直したり、トレーニングを手伝ったりするなどの指導を必要以上に行った。

⇒ 生徒と親密な関係になったり、不必要な身体接触が行われたりした。その結果、わいせつ行為に至った。

⇒ すべて**懲戒免職**

(2) わいせつ行為を起こすと問われる責任

- ①刑事上の責任…
 - ・状況により、逮捕や起訴をされ裁判になる。
 - ・禁固刑以上で失職となる。
 - ・状況により、氏名、年齢、住所、学校名等が報道される。
- ②行政上の責任…
 - ・免職処分を受けると退職金は不支給となり、教員免許は失効し、官報で氏名が公表される。
- ③民事上の責任…
 - ・被害者への謝罪はもちろんのこと、慰謝料や示談金が発生する（示談金は、状況により、数百万円にもなる）。
 - ・弁護士費用が発生する場合もある。

(3) わいせつ行為防止のために

教員は、自分自身が権威的な立場にあることを、常に自覚し意識しなければいけない。児童生徒の目線に立っているつもりでも、自然と力関係が生まれている。児童生徒は、教員に対して「言えない立場」にある。連絡手段や指導の状況などで、近づきすぎることがよくない結果を生んでしまうこともある。教員として適切な距離感を保ちながら、児童生徒との人間関係を構築していくことが求められる。

次ページにある「わいせつ行為防止のための十か条」を確認して、児童生徒の対応について、守るべきこと・心がけるべきことを理解する。

【わいせつ行為防止のための十か条】

- 1 教育公務員としての立場を意識し、わいせつ行為の防止を心がける。
どのような言動が、わいせつ行為に当たるかを理解する。
- 2 児童生徒を指導する際は、複数の教員で連携・協力して対応し、一対一にならないようにする。相談室等でやむを得ず一対一となる場合は、出入口のドアを開けるなど、十分に配慮する。
- 3 特別支援学校などでは、自立活動や排せつ指導等の授業で児童生徒の身体に触れる場面があるので、誤解や疑念を招かないよう、十分に留意する。
- 4 児童生徒を、性的な関心や欲求の対象としてみることは絶対にしない。
- 5 児童生徒の身体に、不必要な接触をすることは絶対にしない。
- 6 児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスは、原則として取得しない。
やむを得ず校務や指導の必要上取得する場合は、管理職の許可を得る。
上記の取得情報が不要になったときは、速やかに削除する。
- 7 性的な内容の冗談を言ったり、電話やメール等を送ったりすることはしない。
また、身長、体重やスリーサイズのことなど、身体の特徴を話題にすることはしない。
- 8 個別指導と称して、特定の児童生徒を遅い時間まで残すようなことはしない。
- 9 校外で、私的に児童生徒と会うことは絶対にしない。
- 10 児童生徒を、自家用車に乗せることは絶対にしない。

2 体罰

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も行ってはならない。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒に力による解決を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあり、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為である。

3 交通事故・交通違反

教職員は、児童生徒に交通安全教育を指導する立場にあり、交通事故及び交通法規違反は許されないものであることを自覚しなければならない。特に、飲酒・酒気帯び運転については、たとえ微量であっても飲酒をしたら絶対に運転しない。また、スマートフォン等の操作による「ながら運転」や「脇見運転」は重大事故につながる可能性があり、絶対にしてはならない。

4 個人情報の漏えい

個人情報は学校外に持ち出さないことが原則だが、やむを得ず持ち出す際には、管理職の許可が必要である。一人一人の責任と注意により個人情報の盗難・紛失はなくすることができる。また、個人情報を車内に置いたまま車上荒らしに遭った場合、教職員は被害者であるが、所持していた書類等に含まれた個人情報を漏えいさせた点では加害者となる。パソコン等の電子情報についても同様である。

自制心の欠如・油断・不注意で、子ども・保護者・地域住民・そして同僚からの信頼を一瞬にして失う。その結果、教員という職を失うことになる場合がある。教員は、教育公務員としての使命感・責任感を常に自覚し、行動しなければならない。

31 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとはどのようなことか。

男女雇用機会均等法の改正に伴い、平成11年4月より「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」を定めた。また、職場における各種ハラスメント防止対策を強化するため、愛知県立学校職員服務規程を一部改正し、令和2年6月より「パワー・ハラスメントの防止に関する要綱」を定めた。

1 セクシュアル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

- 「他の者を不快にさせる」とは、職員が他の職員や生徒を不快にさせること及び職員がその職務を執行する際に接する職員以外の者を不快にさせることである。
- 「職場」とは、職員が職務を執行する場所をいうが、出張先も含まれる。また、職場の歓送迎会等の場においても十分注意する必要がある。
- 「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識または性的志向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

(具体例)

(1) 性的な発言

性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりするなど、性的な関心、欲求に基づくものや、「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」等と人格を認めないような呼び方をしたり、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象としたりするなど、性別により差別しようとする意識等に基づくものが該当する。

(2) 性的な行動

食事やデートにしつこく誘うなど、性的な関心、欲求に基づくものや、女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要するなど、性別により差別しようとする意識等に基づくものが該当する。

2 パワー・ハラスメントとは

精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害する言動をいう。

- 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示、指導、調整等についてはこれに該当しない。
- 業務指示、指導、調整等の内容が適切であっても、その手段や様態が適切でないものはパワー・ハラスメントになり得る。
- 指導に当たっては、相手の性格や能力等を充分見極めた上で行うことが求められるとともに、言動の受け止め方は世代や個人によって異なる可能性があることに留意する必要がある。

3 セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けたら

相談窓口を設けているので、万一ハラスメントを受けた場合には、以下に示す相談員に相談することができる（秘密は厳守する）。

- ・〈セクシュアル・ハラスメント〉

県総合教育センターセクシュアル・ハラスメント相談(相談員)

電話 0561-38-2217 (ダイヤルイン)

[火・木曜日 9:00~12:00]

※ 曜日変更の場合もあります。直接お問い合わせください。

- ・〈メンタルヘルス（心の健康サポート）相談〉

福利課（健康管理グループ）

電話 052-953-7622 (ダイヤルイン)

- ・各県立学校長

- ・教職員課（県立学校人事グループ）

電話 052-954-6769 (ダイヤルイン)

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

32 電話の応対はどのように行えばよいか。

電話応対については、所属（学校）名、姓を名乗るなど親切丁寧に行う必要がある。電話の向こうの相手は、職員の電話応対だけで学校を評価してしまうこともある。そのため、学校の信用を損なわないよう、相手に好感を与える応対に努めなければならない。

まずは、電話機のそばにメモ用紙と筆記用具を常備しておき、次の基本的な応対例を参考にして適切な応対に心がける。

1 電話応対の留意点

- (1) 児童生徒の在籍や個人情報に関する問合せに対しては、その場では回答せず、管理職に報告の上、対応する。
- (2) 外部機関からの問い合わせに対しても、その場では回答せず、管理職に報告の上、対応する。

2 受け方

- (1) コール2回以内で電話に出ることを心がける。
- (2) コール3回以上まで待たせたら「お待たせしました」と一言述べる。
- (3) 電話に出たら「ハイ、〇〇学校〇〇です」と学校名と姓を名乗る。
午前10時頃までは「おはようございます。〇〇学校〇〇です」と名乗る。
- (4) 相手を確認する。
相手が名乗らなかった場合には、相手の所属、姓を確かめる。
- (5) 「いつもお世話になっております」等の挨拶をする。
- (6) 用件はメモし、要点を確認して応答する。
資料を探す必要があったり、上司に相談しなければならなかったりして、即答できないときは、その旨を伝え、待ってもらえるかどうか相手に尋ねる。時間のかかりそうなときは、一旦電話を切って改めてかけ直す。
- (7) 「ありがとうございました」「失礼いたします」等の挨拶をする。
- (8) 話が終わったら、一呼吸おいて、静かに受話器を置く。

3 取り次ぎ方

- (1) 名指し人に取り次ぐ際、周囲の声等が受話器から相手に漏れないよう、「保留」ボタンを押す等してから、名指し人に取り次ぐ。その際、待たせるのは30～40秒が目安である。長く待たせるときは状況を説明し、こちらからかけ直すか、相手にそのまま待ってもらえるか確認する。
電話で待たされる時間は、誰でも大変長く感じるものであり、相手の立場に立って、手際よく取り次ぐよう心がける。
- (2) 自分に取り次がれたら「〇〇の担当をしております〇〇です」「お待たせしまし

た。〇〇です」という具合に名乗る。

- (3) 名指し人が不在の時は、相手に不在理由を告げ、できればいつ頃連絡がとれるかも知らせる。

名指し人が会議中でも、状況によっては会議の場にメモを入れる等、相手の立場に立った対応をする。

- (4) 名指し人が不在中の電話は、相手からの伝言がなくても本人が戻ったときに電話があったことを必ず知らせる。
- (5) 相手から名指し人に伝言を依頼されたら、用件をメモに取り、本人が戻ったら必ず伝える。

用件は、5W1Hの要領でメモを取って内容を復唱し、相手の名前、連絡先等を確認しておく。

4 かけ方

- (1) 用件はあらかじめまとめておく。
- (2) 相手が出たらまず名乗る。
- (3) 「いつもお世話になっております」等の挨拶をする。
- (4) 相手を確認する。
- (5) 用件を予告してから内容を述べる。
- (6) 内容を確認する。

特に重要なことで必要と思われるものは、遠慮しないで復唱をお願いする。

- (7) 「ありがとうございました」「失礼いたします」等の挨拶をする。
- (8) 話が終わったら、一呼吸おいて、静かに受話器を置く。

33 学校事務職員の職務と教員との関わりはどのようになっているか。

県立学校には、校長、教頭及び教員の他、事務職員及び技術職員が置かれている。これらの職員は、それぞれの職務分担に応じ、校務運営の一翼を担っているわけであるが、ここでは比較的人数も多い事務職員について、その職務と教員との関わりについて紹介する。

県立学校は、教育機関であるが、同時に行政的機関の性格も併せもつもので、この行政的分野を主として担当している人たちが、事務長を中心とした事務職員である。学校教育法第37条第14項及び第62条、第82条により「事務をつかさどる」とあるように、教育活動に直接参画はしないが、教育活動が円滑かつ効果的に行われるように促進し、援助する機能を担当しているものである。事務職員は一般的に事務室に配置され、その概括的職務内容は「愛知県立学校事務処理規程」に分掌事務として掲げられており、主なものは次のとおりである。

- 1 職員の人事及び給与に関する事務に関すること。
- 2 職員の出張及び旅行に関すること（教員に関するものを除く）。
- 3 予算及び決算に関すること。
- 4 財産の維持管理に関すること。
- 5 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 6 共済組合及び互助会に関すること。

これらの事業内容は、教育活動と密接不可分の関係にあり、正確、迅速な対応が必要である。そのため、全職員は所定の手続きを守らなければならない。例えば次の事項などの届出、報告等は、正確に期日内に行うことが必要である。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 1 給与関係の諸届出 | 2 出張の届出 |
| 3 休暇の届出 | 4 職務専念義務の免除の申請 |
| 5 物品の使用、修理、購入等 | |
| 6 共済組合、互助会による福利厚生事業への参加及び利用 | |

なお、給与、旅費、服務、福利厚生に関する手続きの大半は、総務事務システム（アイシステム）を使用して行うことになっている。

また、これらの事務処理の方法については、それぞれの学校の事務長の指導を受け、相互に協力して学校教育を推進し、効率的な学校運営を行っていくことが大切である。

34 教員の研修にはどのようなものがあるか。

1 研修の必要性

教育は教員と生徒との人格的な触れ合いを基本とするものであり、単に生徒に知識・技能を授ければ足りるものではない。このような教育の本質に鑑み、教員には高い資質や教養が要求されるのである。したがって、教員は教育という重要な職務を遂行するために、常に自ら研究と修養に努めなければならない。教育基本法や地方公務員法、教育公務員特例法で、教員に研修の機会を保障するとともに、研修を義務付けているのはそのためである。

愛知県では、経験年数に応じた研修として、平成元年度から初任者研修、平成23年度から2年目教員研修、平成29年度から3年目教員研修を実施している。また、令和3年度からは、令和2年度までの10年経験者研修を再編し、中堅教諭等資質向上研修〔前期〕〔後期〕を実施している。

2 研修の内容

研修には専門教科の学問的な研究も含まれるが、これに限らず、教材の研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（児童及び青年心理の研究、カウンセリングの研究等）、校務分掌上の諸研究（学級・ホームルーム活動、学校図書館活動、教育課程等についての研究）など、極めて多岐にわたっている。この中で初任者に特に必要なのは教材や学習指導法の研究である。これは業務のかなりの部分が教科・科目の学習指導に充てられるからである。

3 研修の形態

(1) 校外で行う研修

ア 校長の命令による研修会への参加

教育委員会、研修団体、大学・研究機関等の行う研究会・研修会に、校長の命令によって参加するものである。研修は、自発的・自主的に行うものばかりではなく、その研究会等に参加することが有益かつ必要であると判断した場合には、校長は職務として職員に参加を命じることができる。

イ 職務専念義務免除による研修

勤務を要する日であっても、教員にはその勤務の特殊性から、教育公務員特例法第22条により、授業に支障のない限り校長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことが認められている。

ウ 勤務時間外の自主研修

一日の勤務終了後あるいは週休日等に自主的に行う研修である。これには、個人で行うものと集団で行うものがある。自宅における教科等の研究、週休日等に行われる研修会等への参加、グループの勉強会等がこれに相当する。

(2) 校内で行う研修

校内では、初任者研修、教職経験者研修として行われる授業研究、研究協議及びOJT等の他、各学校独自に設定した現職研修が実施されている。これらの研修に主体的に参加することが大切である。

4 初任者研修及び教職経験者研修の概要

(1) 初任者研修

校内研修については、指導教員による指導を中心に、基礎的素養、学級・ホームルーム経営、教科指導、総合的な探究（学習）の時間、特別活動、生徒指導、キャリア教育（進路指導を含む）等について、週当たり5時間以上、年間150時間以上を実施する。

校外またはオンラインでの研修については、年間17日間以上実施する。

(2) 2年目教員研修

校外またはオンラインでの研修として、学級・ホームルーム経営や多様性への理解と教育支援、防災教育等に関する研修を実施する。

(3) 3年目教員研修

校外研修として、県総合教育センターにおいて、生徒理解や服務規律等に関する研修を実施する。

(4) 中堅教諭等資質向上研修

前期・後期制の中堅教諭等資質向上研修として実施する。校内研修については、日常の業務を遂行する中で、教員としての資質・能力を意図的・計画的・継続的な視点を持ち、高める取組であるOJTとして実施し、特定課題研究は後期において校内研修に位置付ける。校外研修については、県総合教育センター等において、共通研修、選択研修、教科指導研修、専門領域研修及びeラーニング研修を実施する。他、後期には異校種等において学校運営について学ぶ異校種等研修を実施する。

35 本県における教員の福利厚生制度はどのようなになっているか。

1 公立学校共済組合について

公立学校の職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された、公立学校共済組合の組合員となる。

共済組合は、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、その目的を達成するために、大きく分けて次の三つの事業を行っている。事業に必要な費用は、「組合員の掛金等」と「地方公共団体等の負担金」によって賄われている。

(1) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産及び死亡等に対して、法律や定款に基づいて給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員が、永年勤続して退職し、一定年齢に達したときや在職中の傷病がもとで障害のある状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、その後の生活や残された家族の生活の支えとして、年金や一時金の支給を行っている。

(3) 福祉事業

組合員の福祉の増進に資するため、次の事業を行っている。

ア 保健事業 ⇒ 組合員の保健及び保養のための事業として、人間ドック、教職員メンタルヘルス相談、宿泊及び会食等利用補助等を行っている。

イ 医療事業 ⇒ 組合員及びその家族（被扶養者）の疾病の治療及び医療相談等を行うための直営病院（8病院）の経営を行っている。

ウ 宿泊事業 ⇒ 組合員及びその家族の宿泊、婚礼、会合等の利用に供するため、全国各地に宿泊施設、保養施設を設置し、その経営を行っている。県内には、「ルブラ王山」がある。

エ 貸付事業 ⇒ 組合員の臨時の支出に必要な資金の貸付けを行っている。

貸 付 種 別	貸付限度額
一 般 貸 付 け	200万円
住 宅 貸 付 け	1,800万円
住宅災害貸付け	1,900万円
介護住宅貸付け	300万円
教 育 貸 付 け	550万円
災 害 貸 付 け	200万円

貸 付 種 別	貸 付 限 度 額
医 療 貸 付 け	120万円
結 婚 貸 付 け	200万円
葬 祭 貸 付 け	200万円
高 額 医 療 貸 付 け	高額療養費相当額
出 産 貸 付 け	出産費又は 家族出産費相当額
特 別 貸 付 け	200万円

※1 住宅・住宅災害貸付けについては、給料月額・組合員期間により、限度額が異なる。

※2 引き続き組合員期間が6月以上の者が対象。

2 愛知県教育職員互助会について

愛知県教育職員互助会は、会員及びその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって愛知県教育の振興発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、大きく分けて次の三つの事業を行っている。事業に必要な費用は、主に「会員の掛金」によって賄われている。

(1) 教育文化の振興に関する事業

会員等の教養知識の向上に役立てるため、教育文化事業を行っている。

(2) 福利厚生事業

会員及び親族の生活の安定と福祉の増進に資するため、医療費補助や健康増進・元気回復等の活動を支援するカフェテリアプラン等を行っている。

(3) 愛知県教育委員会等の受託事業

愛知県教育委員会等から貯蓄金管理事務を受託し、福祉貯金として行っている。

※ 福祉貯金の概要

愛知県教育委員会等が実施する社内預金制度で、その事務は愛知県教育職員互助会に委託されている。

◆貯金利率 年 0.5%

◆積立金額等

- ・毎月給与支給日に支給額の範囲内で1,000円の整数倍の金額で10万円を上限として積立
- ・預金限度額 800万円
- ・積立額は、指定日までの請求により、払戻し・解約可

36 教職員の給与制度はどのようになっているか。

教職員の給与については、職員の給与に関する条例により次のとおりである。

1 給料及び初任給

初任給基準（県立学校勤務で前歴なしの者）

令和6年4月1日現在

給料表	職務	基準学歴	級・号給	左の額
教育職 (一)	教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	2－5	231,500円
		短大卒	1－15	※211,000円

(※教(二) 2－7と同額)

2 昇給

教職員の昇給は、4月1日の前1年間ににおける勤務成績によるものとし、1年間に良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準とする。
(55歳を超える職員を除く)

3 手当

教職員には、給料の他に次の諸手当が一定要件の下で支給される。

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、
特殊勤務手当、へき地手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、
義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、退職手当等

4 主な手当の支給要件

(1) 扶養手当

ア 要件

配偶者、子等で他に生計の途がなく主に職員の扶養を受けていること。

イ 支給額

- (ア) 配偶者 6,500円
- (イ) 子 10,000円 (16～22歳の子は、5,000円加算)
- (ウ) その他の扶養親族 6,500円

(2) 住居手当

ア 要件

月額16,000円を超える家賃を支払って賃貸住宅に居住していること。

イ 支給額

100円 ～ 28,000円

(3) 通勤手当

ア 要件

- (ア) 電車・バス等の交通機関を利用して通勤していること。
- (イ) 自動車等の交通用具を使用して通勤していること。

イ 支給額

(ア) 交通機関利用者

- a. 定期券を発行している場合
原則として6か月定期券の価額
- b. 定期券を発行していない場合
回数乗車券等により算出した通勤21回分の額

(イ) 交通用具使用者

使用距離に応じて2,400円～35,200円

※上記(1)から(3)の手当を受給するためには、職員が事実発生日以降すみやかに届け出る必要がある。なお、総務事務システムへの入力方法等については、システムのFAQで確認すること。

5 教育職員には、その職務と職務様態の特殊性に着目して教職調整額（給料月額の4%相当）が支給される。

また、特別支援学校勤務者には、給料の調整額が支給される。

Ⅲ 人權教育

人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（一部抜粋）

（平成 13 年 2 月 愛知県人権施策推進本部策定 ※平成 31 年 3 月改定）

Ⅱ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

2 学校等における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校・幼稚園・保育所（以下「学校等」）においては、幼児児童生徒一人一人が互いに違いを認め、相手を尊重して、それぞれの良さや可能性を発揮して自己実現を図りながら、互いに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開することが重要です。

学校等における人権教育は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、感染症患者等、ホームレス、性的少数者などの人権課題について、あらゆる差別や偏見をなくすために、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成することや、発達段階に応じて、人権の問題に関する正しい認識と理解を深め、基本的人権に対する意識と自覚を高めることに重きを置いています。

これまで学校等においては、同和問題（部落差別）の解決に向けた人権尊重の精神を高める取組を中心にして、あらゆる差別や偏見を許さない人権教育を推進してきました。しかし、いじめの問題など対応を改善すべき課題も少なくありません。

さらに、グローバル化や高齢化が進む中で、外国人や高齢者などを含めたあらゆる人々の人権についてより積極的に考え、正しく判断し、それを大切にする意識を育てることが重要です。

(2) 施策の方向

① あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

本県では、「基本的人権を尊重する精神のかん養と実践力の育成」を目標に進めてきた同和教育の成果を踏まえ、児童生徒の発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進します。

また、学校においては、児童生徒が人権問題を自らの問題として考えて判断力や実践力を身に付けることができるよう、体験・参加型の学習を取り入れる

など、効果的な学習方法や指導方法の改善・工夫に努めます。幼稚園・保育所においては、幼児の発達の特徴を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くように努めます。

さらに、人権意識の高揚を一層図るため、幼稚園・保育所・小・中・高等学校が一貫した人権教育に取り組めるよう、連携を図り、幼児児童生徒の発達段階を考慮し、系統的な指導の充実に努めます。

なお、幼児期から生活体験や自然体験、異年齢の子どもたちとの交流等様々な体験の機会を提供し、子どもたちの豊かな心情や社会性の育成に努めるとともに、生命を大切にする教育の充実に努めます。

大学では、それまでの人権教育を踏まえ、人権に関する幅広い教育活動の実施に努められるよう、適切な情報提供に努めます。

② 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実

人権教育を推進していく基礎は、全教職員・保育士が豊かな人権感覚を身に付けて子どもたち一人一人に接することです。

教職員・保育士が人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、校長・教頭・園長研修や初任者研修を始めとして、職務や経験年数に応じて、教職員・保育士の研修を計画的かつ継続的に実施します。

③ 研究指定校等の成果の普及

各学校における人権教育がより一層効果的に推進されるように、研究指定校等の実践的な取組や研究の成果などを全県的に紹介し、各学校における指導方法・内容の改善や充実に努めます。

④ 家庭、地域との連携

人権教育を一層充実するために、家庭や地域社会との連携・協力を図り、それぞれの教育機能を十分に生かすとともに、人権教育の正しい認識と理解が一層深まるよう教育・啓発活動の充実に努めます。

また、いじめなど児童生徒の人権にかかわる重大問題に対しては、各学校で組織的にその解決に当たるとともに、家庭や地域社会と連携してその発生の防止と問題の解決に当たります。

3 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

(～略) いまだ一部の企業等事業所の採用選考、雇用管理などにおいて障害者、同和問題(部落差別)、外国人等をめぐる人権問題につながる事象が発生しており、企業等事業所もより一層の人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図っていくことが望まれます。

(2) 施策の方向

③ 関係団体との連携

人権教育・啓発について幅広い取組が進められるよう、経営者団体などとの連携を図りながら、様々な機会を通じ企業等事業所に理解を求めるとともに、その自主的、主体的な取組を要請します。

4 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

(2) 教職員

学校は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える場であり、教育内容や学校運営などにおいて広く人権の視点が重視されなければなりません。このためには、まず、教職員自身が人権に対する正しい認識と意識をもつことが必要です。

学校においては、教師と児童生徒の信頼関係に立って、子どもたち一人一人の人権を大切にしたい教育活動の徹底を図るとともに、教職員の人権意識の高揚や人権教育を実施する指導者として必要な知識や指導力を高めるために、校長、教頭研修を始め初任者などすべての教職員について、その職務や経験年数に応じた体系的な研修の充実を図ります。

III 重要課題への対応

1 女性

(2) 施策の方向

① 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会実現のためには、ジェンダー(社会的性別)の視点に立って、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場で、人々の意識改革、慣行の見直しを進める必要があり、エンパワーメント(一人一人が、力をもった存在になること)の促進、パートナーシップ(対等な協調・協力関係)の確立、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進などについての一層の啓発活動に

努めます。

また、男女平等と人権の尊重についての認識や価値観は幼児期からの成長過程で形成されることから、発達段階に応じた男女共同参画教育を一層推進し、男女がお互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図ります。

2 子ども

(2) 施策の方向

① 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の普及啓発

「子どもの権利条約」は、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。

学校においては、条約の趣旨を認識し、幼児児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にしたい教育や学校運営に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた指導を通して、基本的人権尊重の精神の徹底を図ります。

また、PTAなどと連携し、保護者や地域の人々への啓発に努めます。（以下省略）

② いじめ対策の推進

いじめは、児童生徒の人権にかかわる重大問題です。この問題を防ぐためには、幼児期から、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など豊かな人間性を育成し、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の向上を図ることが極めて重要です。

児童生徒一人一人を大切にしたい個性を生かす教育を行うとともに、体験的活動や集団活動などを通じた実践的な教育を行い、子どもたち一人一人が自分の人権とともに、相手の人権も尊重する態度を身に付けるなど、社会性の育成に努めます。

また、いじめ、不登校、社会生活への不適應などの課題に対応するために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者のための相談活動の充実を図ります。

さらに、こうしたいじめ問題などへの対応については、各学校で組織的にその解決に当たるとともに、保護者や地域の人々との連携・協力の一層の強化を図ります。

4 障害者

(2) 施策の方向

③ 障害児、障害者教育の充実

障害のある人が困難を克服し、積極的に社会参加をし、自立していくためには、適切な教育が必要です。障害の状態や程度に応じたきめ細かな指導により、将来の自立と社会参加に向けた基礎的、基本的な知識、技能を修得できるようにします。

各学校において、障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた教育内容・方法の改善、充実を図ります。

また、就学については、本人の障害の状態や保護者及び専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定し、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握することで、適切な指導及び必要な支援が受けられるようにします。

5 同和問題（部落差別）

(2) 施策の方向

② 同和教育の推進

学校教育において同和教育を推進するためには、指導する教職員が資質の向上に努め、感性を磨き、豊かな人権感覚を身に付けることが大切です。このため、計画的・体系的な教職員研修を実施し、意識の高揚や資質の向上を図ります。

また、県内の学校において、愛知県教育委員会「同和教育基本方針」に基づき、児童生徒の発達段階や地域の実態に即し、同和問題（部落差別）を正しく理解し、基本的人権の尊重を基盤とした実践的態度の育成を図り、差別や偏見をなくし、明るい社会を実現していく意欲と実践力を身に付けた児童生徒の育成に努めます。

6 外国人

(2) 施策の方向

② 学校教育における外国語教育・国際理解教育の推進

グローバル化の進展に対応し、諸外国・地域の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、我が国の文化と伝統を大切にする態度の育成を重視していく必要があります。

そのために、外国語指導助手を活用するなどして、学校教育における外国語教育の振興を図り、多文化共生の視点も踏まえた国際理解教育を進めます。

7 感染症患者等

(2) 施策の方向

③ ハンセン病回復者等

平成20年（2008年）6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、地方公共団体の責務として「国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえハンセン病患者であった者等の福祉増進を図るための施策を策定し、実施すること」が明記されました。

ハンセン病に対する偏見・差別の問題は重い歴史と受け止め、より一層継続してあらゆる機会を通して、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発活動を推進します。（以下略）

9 インターネットによる人権侵害

(2) 施策の方向

① 教育・啓発活動の推進

県民一人一人が個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、個人情報の流出や差別的情報の掲示など人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

また、インターネットによるいじめ問題などを踏まえ、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

10 ホームレス

(2) 施策の方向

① ホームレスに対する理解の促進

県民一人一人がホームレスに関する問題について正しく理解し、ホームレスの人権を侵害しないよう教育・啓発を行います。

11 性的少数者

(2) 施策の方向

② 教育活動の推進

性的少数者について、教職員及び児童生徒の理解を促進するとともに、当該児童生徒に対し支援を行う際は、当該児童生徒の心情を十分配慮し、個別の事

情に応じて必要な支援の充実を図ります。

1 2 様々な人権をめぐる問題

(～略) 他にも、アイヌの人々に対する結婚や就職における差別や偏見、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見、婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引、相手を不快にさせ尊厳を傷つけるハラスメントなどの人権に係る問題があります。

さらには、災害に伴う人権問題として、被災者に対し、風評による差別や偏見、いじめなどの人権侵害が発生しています。また、その他にも、災害発生後の避難所でのプライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障害者、外国人等への配慮の必要性が求められています。

これらの問題や社会情勢の変化に伴う新たな問題にも、この行動計画の趣旨に沿って的確に対応していきます。

(参考) ・全文は、愛知県のウェブページにも掲載されています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/0000023146.html>

・「児童の権利に関する条約」は文部科学省等のウェブページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm

部落差別を解消するための教育基本方針

愛 知 県 教 育 委 員 会

昭和 57 年 2 月策 定

昭和 58 年 1 月一部改正

昭和 62 年12月一部改正

平成 10 年 6 月一部改正

平成 14 年 4 月一部改正

令和 2 年 12 月一部改正

令和 4 年 10 月一部改正

部落差別を解消するための教育の課題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する精神のかん養と実践力の育成を図ることにある。

本県の部落差別を解消するための教育は、この課題解決のため、憲法及び教育基本法にのっとり、同和対策審議会答申の精神、地域改善対策協議会の意見具申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律並びに部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、また、愛知県人権尊重の社会づくり条例に基づいて、市町村教育委員会、学校及び関係教育機関、教育関係団体との連携を密にし、次の事項に基づきその推進を図る。

- 1 部落差別に関する問題を正しく認識し、県民相互に人権尊重の精神を育てることができるよう、部落差別を解消するための教育の推進に努める。
- 2 学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に、児童生徒の発達段階及び地域の実情に即し、教科指導や進路指導など教育活動全体を通じて部落差別を解消するための教育を進める。
- 3 社会教育においては、人権意識の高揚を促すため、県民の自発的な学習を基盤として、部落差別の解消に向けた学習意欲の喚起を図るとともに、学習機会の提供、指導者の養成に努める。

「愛知県教員育成指標」について

愛知県教育委員会では、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するために、「愛知県教員育成指標」（以下「指標」という。）を平成29年11月に策定し、令和4年3月に改正しました。（令和6年3月に一部修正。）

この「指標」は、平成28年11月に公布（施行は平成29年4月）された教育公務員特例法の一部改正法を受けて、教員等の養成・採用・研修を通した一体的な改革を推進するため、地域の実情に応じ策定したものであり、教員等として、自分が現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目指していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

愛知県教育委員会では、この「指標」を踏まえた「愛知県教員研修計画」を毎年度作成し、教員等の資質向上を推進していきます。

指標の概要

次の区分に応じて、それぞれの教員等が、どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいかを示したものです。

1 学校種及び職の範囲について

学校種は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に共通のものとし、職の範囲は「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」及び「校長」の4種類としました。

2 ステージについて

教員の成長段階に応じて次の4区分を設けました。

「愛知県が求める着任時の姿」・・・新規採用の教員に対し求める資質・能力

「第1ステージ」・・・・・・・・・・教員としての基盤を固める段階

「第2ステージ」・・・・・・・・・・ミドルリーダーとして推進力を発揮する段階

「第3ステージ」・・・・・・・・・・シニアリーダーとして^{けん}牽引力を発揮する段階

3 資質・能力について

教員として磨いていきたい資質・能力を「素養」「指導力」「マネジメント力」の三つの大項目に分け、それぞれの大項目については、更にいくつかの小項目に分けています。

全ての職の「愛知県教員育成指標」のダウンロードはこちらから

⇒ URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/ikuseisihyou.html>

愛知県の教員のみなさんへ

このたび、愛知県の小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務している全ての教員のみなさんが、今後どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいのかを指し示す羅針盤として、『教員育成指標』を作成しました。

○『教員育成指標』とは

この指標は、教員として磨いていって欲しい資質・能力の項目を縦軸に、着任時の姿から基盤づくり、ミドルリーダー、シニアリーダーというキャリアステージを横軸に、それぞれのステージで目指す姿を示しています。

教員として、自分が、現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目指していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

養護教諭や栄養教諭の指標については、それぞれの専門的な職能も加えて示してあります。

校長については、トップリーダーとして高い見識と広い視野を持ち、よりよい学校運営を行う上で必要な資質・能力を示しました。教頭については、シニアリーダーとしての資質・能力の充実を図るとともに、校長の指標も意識しながら、校長の補佐としての役割を担えるようにと考えました。

○魅力ある教員を目指して

教員一人一人には、さまざまな個性や適性があり、それぞれの得意な分野を生かしつつ、苦手分野にも取り組みながら、必要な資質・能力を身につけ、学校における教育活動に貢献できる教員となってもらいたいと考えています。

そこで、まず指標全体を眺めて、自分がどのキャリアステージに位置するかを判断する必要があります。

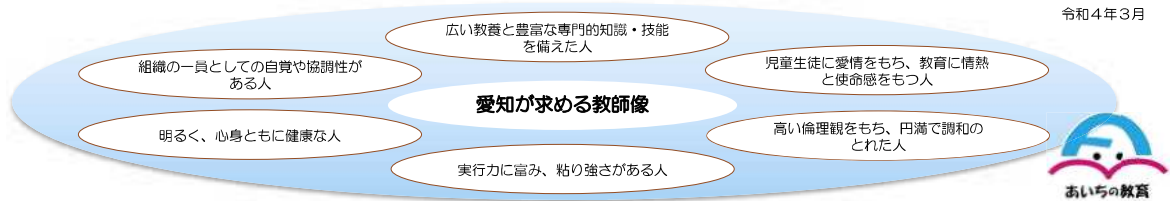
例えば、自分は第2ステージに当てはまると思えば、そこで十分に力を発揮できるよう努力し、さらに次のステップの第3ステージを読み取り、その姿を思い描いてその実現にも努めてほしいと思います。また、キャリアステージや立場に関わらず、同僚として支えたり、経験を生かした助言をしたりして、学校全体にも目を配り、周りの教員をリードできる魅力ある教員を目指してほしいと思います。

初任者は、「これから教員としてどのように歩んでいこうか」という目標を定める中で、経験を積み重ねながら、指標に示された教員像に、近づいていってほしいと考えています。

校長は、そんな一人一人の教員の個性や適性を「チーム」として生かしながら、より活力ある学校づくりを目指していただきたいと考えています。

この『教員育成指標』を活用することにより、愛知県の教員一人一人が、目標をもって生き生きと仕事に取り組み、これからの社会をたくましく生きる子どもたちを育成するための教育活動が、ますます推進されることを願っています。

愛知県 教員育成指標 【教諭】

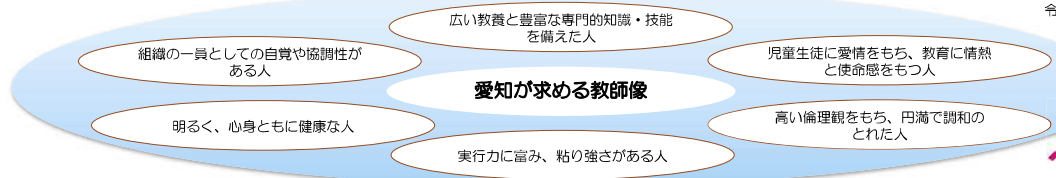


ステージ 資質・能力		愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいくとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力	児童生徒理解	○子供の発達段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を認識し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
	学習指導	○学習指導要領を基に、発問や板書、環境の構成などの基礎的な指導技術を身に付けたり、指導計画に従い、実践したりしようとする。	○適切な発問や読みやすい板書、ICTの活用、意図的な環境の構成などの基本的な授業力を身に付け、児童生徒の主体的な学びを引き出す指導力を培い、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組む。 ○児童生徒の実態を把握し、授業のねらいを明確にして教材教具の工夫をするなど、事前の教材研究の大切さを理解して授業をする。 ○他の教員から学ぶなど自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の身近な社会・生活につながるような授業・単元の構想の工夫をし、ICTも活用しながら、主体的な学びを支える指導技術に習熟し、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図る。 ○自らの授業改善、指導力向上に努めるとともに、専門性を高め、他の教員の授業に対して適切な助言をする。 ○校内研究会・校外研修会の企画・運営に携わり、校内研究体制の推進を図る。	○高い専門性を基に、周りにある教育資産や新しい指導方法、ICTを効果的に取り入れ、他の教員の模範となる主体的な学びの実現に向けた授業を行う。 ○学力向上や授業改善、授業評価などの視点から、学級や教科の授業改善をリードする。 ○学校全体の学習指導上の諸課題を把握し、校内の教育課程や授業づくりについて改善の視点で考え、組織的に実践を進める。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手立てを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えたとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学級・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手立てを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気づき、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
マネジメント力	学級経営・学年経営・学校運営	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育の意義や教育に関する今日的な課題などの教育に関わる情報を積極的に得ようとしている。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教科経営の方針を立て、一貫性のある指導を行う。 ○学級内における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内組織での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○学年や教科、分掌などの運営の中核となって、学校教育目標の実現に向けて工夫改善する。 ○分担された校務分掌について、目標や改善の視点を明確にして調整・実行する。 ○児童生徒同士のコミュニケーションを促進するとともに、個の特性を的確に捉え、学年や分掌における課題に応じた適切な対応策を提案する。 ○経験の浅い教職員に積極的にアドバイスをし、学校全体の組織力の強化を図る。	○学年経営や学校運営に参画し、課題の解決を図るとともに、他の教職員の学級・学年経営に適切な支援、助言を行う。 ○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、改革意識をもって教育活動を活性化させる。
	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくろうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○チームリーダーとして、教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気づき、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。

※特別支援学校においては幼稚園を含む。

愛知県 教員育成指標 【養護教諭】

令和6年3月

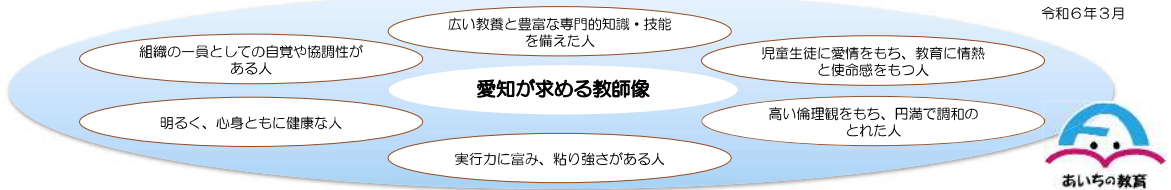


ステージ 資質・能力		愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力	児童生徒理解	○子供の発達の段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手立てを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手立てを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言を行う。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気づき、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができ。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	保健教育	○学習指導要領を理解し、養護教諭の専門性を生かして、個や集団を対象に取り組もうとする。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、保健指導計画の作成に参画し、実践する。 ○必要に応じて学級担任等との連携やICTの活用などをし、児童生徒の実態や科学的根拠を踏まえた保健教育を行う。	○校内の連携や外部人材の登用など、コーディネーターの役割を果たすとともに、実践に基づいた評価をし、改善により、よりよい保健教育を推進する。	○養護教諭の視点を生かして、教育課程の中に保健教育を位置付けるよう働きかける。 ○保健教育の実践に対して、指導助言を行う。
専門性	健康相談	○学校保健安全法による健康相談の位置付けを理解し、養護教諭として対応しようとする。	○健康課題の背景の把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携というプロセスを踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた心身両面からの健康相談を実施する。	○早期発見・早期対応に向けて、心身の健康課題を総合的に捉え、コーディネーターの役割を果たし、校内外の支援体制の充実に努める。	○教職員が行う健康相談に対して、指導的役割を果たすとともに、校外の関係諸機関を含めた支援体制づくりをする。
	保健室経営	○養護教諭の役割と保健室の機能を理解し、実践しようとする。	○学校教育目標を理解し、保健室経営の方針を立て、保健室経営計画を作成し、校内の共通理解を図る。	○学校教育目標の実現に向け、学校保健活動のセンター的役割を果たすよう、保健室経営を工夫・改善する。	○保健室経営の立場から、学校運営についてのビジョンやプランに参画し、教育活動を活性化させる。
	保健管理	○救急処置、健康診断、疾病予防などの、保健管理に関する基礎的な知識と技術を身に付け、実践しようとする。	○救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき、けがや疾病に対して的確に判断し、迅速に対応する。 ○健康診断や学校環境衛生の結果などについてICTも活用しながら健康課題を把握し、学校三師・関係諸機関・保護者と連携し、適切に対応する。	○保健管理について中心的役割を果たすとともにICTを有効に活用したり、組織的な対応をしたりする。	○児童生徒のけがや疾病などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○保健管理の充実に向け、ICTも有効に活用し、学校、家庭、地域、関係諸機関との協力体制を確立する。
	保健組織活動	○学校保健委員会など、様々な保健組織の意義を理解し、養護教諭として積極的に関わろうとする。	○保健主事とともに、教職員と連携し、学校保健活動を進める。	○保健組織活動に教職員などが主体的に参加できるよう、校内研修などを計画し、啓発を図る。	○近隣の学校などと連携し、地域レベルでの保健活動を推進する。
マネジメント	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくろうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気づき、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異種類の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。

は養護教諭固有の力を意味する。

愛知県
教員育成指標
【栄養教諭】

令和6年3月



ステージ 資質・能力		愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力	児童生徒理解	○子供の発達段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもつよう促す。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手立てを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手立てを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気づき、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	食に関する指導	○食育の推進における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした指導をしようとしている。	○児童生徒の実態や学校教育目標を基にした食に関する指導の全体計画を提案するとともに、栄養教諭の専門性を生かし、担任などとの連携・調整を図った食に関する指導を行う。 ○児童生徒の食に関する健康課題などについて、担任などと連携を図り、個別的な相談指導に関わる。 ○他の教員から学んだり、ICTを活用したりして、自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の実態を踏まえ学習指導要領に基づいた食に関する指導内容を企画・調整し、給食献立計画と関連付けながら実践するとともにその評価を行う。 ○学校医等と連携するなど、校内の相談指導体制を整備し、児童生徒の食に関する健康課題等について適切に対応する。 ○児童生徒の主体的な学びを引き出す教材教具の工夫やICTの活用、学級経営や学習方針に沿った指導を展開する。	○食に関する指導を包括的に捉え、適切に実践・評価・改善し、ICTを効果的に活用するなど、教科等横断的な視点から食に関する指導の教育課程を編成するとともに、教職員に対して適切な指導・助言を行う。 ○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、食に関する教育活動を推進する。 ○地域、近隣の学校（園）などとの連絡・調整を図り、市町村の食育の計画や推進に関して主体的に関わる。
マネジメント力	給食管理	○学校給食の管理における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした実践をしようとしている。	○学校給食実施基準に基づいた献立を作成し、学校給食の調理、配食等について指導・助言を行う。 ○学校給食衛生管理基準を理解し、適切な衛生管理のために日常点検及び指導・助言を行う。	○児童生徒の成長の特性や地域の実態などに基づいた適切な栄養管理を行うとともにその評価・改善に努める。 ○調理従事者や調理場などの衛生管理について日常的に評価・改善に努めるとともに、学級における衛生管理などを含め適切な指導・助言を行う。	○給食管理を食に関する指導と一体化した視点から評価・改善し、食に関する指導に生かすための情報などを全教職員に対して提供・助言する。 ○市町村の給食管理及び運営に関する中心的な役割を果たす。
	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などと協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気づき、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。

は栄養教諭固有の力を意味する。

愛知県公立高等学校一覧(令和6年度)

				全日制	全日制定時制	定時制	通信制	定時制通信制	特別支援学校	計
		本校	校舎	121	25	1	1	1	29	178
県立	計	本校	校舎	1	－	－	－	－	3	4
		計		122	25	1	1	1	32	182
		本校	校舎	12	1	2	0	0	9	24
市立	計	本校	校舎	－	－	－	－	－	1	1
		計		12	1	2	0	0	10	25
		本校	校舎	133	26	3	1	1	38	202
合計	計	本校	校舎	1	－	－	－	－	4	5
		計		134	26	3	1	1	42	207

学科		県立高等学校課程別・学科別学校数							総合学科	学校数
		普通科	専門	工業	商業	家庭	福祉	看護	その他	
全日制定時制		100	9	16	15	15	4	2	10	14
定時制	(昼)	4	－	－	－	－	－	－	－	1
	(夜)	17	－	6	2	－	－	－	－	27
通信制		2	－	－	－	－	－	－	－	2

No.	学 校 名	課 程	学 科	第1学年 学級数	郵便番号	所 在 地	電話番号	No.	学 校 名	課 程	学 科	第1学年 学級数	郵便番号	所 在 地	電話番号
(県立高校)								32	春日井工科	全	ロボット工学 機械電気 電子工学	(2) (1) (2) (1)	486-0822	春日井市熊野町五反田 1180-1	(0568) 84-1115
1	旭 丘	全	普 美 術	9 1	461-0032	名古屋市東区出来町 3-6-15	721-5351	33	春日井泉	全	地域ビジネス ＩＴビジネス 生 活 文 化	(3) (2) 1	486-0812	春日井市大泉寺町 1059-1	(0568) 81-1885
2	明 和	全 定(夜)	普 通 楽 音 楽	8 1	461-0011	名古屋市東区白壁 2-32-6	全 961-2551 定 961-2553	34	旭 野	全	普 通	9	488-0830	尾張旭市東印場町 3-4-1	(0561) 53-5200
3	千 種	全	普 通 国 際 教 養	7 2	465-8507	名古屋市名東区社台 2-206	771-2121	35	豊 明	全	普 通	6	470-1101	豊明市沓掛町海老池 10	(0562) 93-1166
4	守 山	全 [単位制]	普 通	4	463-8503	名古屋市守山区中志段味・元屋敷 1267	736-3500	36	日 進	全	普 通	3	470-0111	日進市米野木町三ヶ峯 4-18	(0561) 73-6221
5	城北つばさ	定(昼) [単位制] 定(夜) [単位制]	普 通 合 総 の づ くり	0 4 1	462-0052	名古屋市北区福德町広瀬島 350-4	911-4421	37	日 進 西	全	普 通	8	470-0124	日進市浅田町上小深田 8-4	(052) 804-2131
6	旭 陵	通 信	普 通	約360人	461-8654	名古屋市東区出来町 3-6-23	721-5371	38	長 久 手	全	普 通	8	480-1103	長久手市岩作高山 38	(0561) 62-0016
7	緑 丘	全	総 合	6	463-8511	名古屋市守山区緑ヶ丘 1008	791-8226	39	東 郷	全	普 通	6	470-0162	愛知郡東郷町春木・狐塚 3801-2	(0561) 39-1515
8	愛知総合工科	全	理 工 機 械 加 工 機 械 制 御 電 気 電 子 情 報 建 設 デザイン工学	(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	464-0808	名古屋市千種区星が丘山手 107	788-2020	40	犬 山	全 定(夜)	普 通 総合ビジネス	6 1	484-0081	犬山市犬山・北首塚 2	(0568) 61-0236
9	愛知商業	全	グローバルビジネス 会計ビジネス ＩＴビジネス	(3) (2) (2)	461-0025	名古屋市東区徳川 1-12-1	935-3480	41	犬 山 総 合	全	普 通 総 合	0 4	484-0835	犬山市蓮池 2-21	(0568) 67-5211
10	瑞 陵	全	普 食 物 理 数	7 1 1	467-0811	名古屋市瑞穂区北原町 2-1	851-7141	42	尾 北	全	普 通 国 際 教 養	6 1	483-8157	江南市北山町西 4	(0587) 56-3038
11	惟 信	全	普 通	7	455-0823	名古屋市港区惟信町 2-262	382-1355	43	江 南	全	普 通	8	483-8177	江南市北野町川石 25-2	(0587) 56-3511
12	松 蔭	全	普 通	9	453-0855	名古屋市中村区烏森町 2-2	481-9471	44	古 知 野	全 定(夜)	地域ビジネス ＩＴビジネス 生 活 文 化 福 祉	(2) (2) 1 1	483-8331	江南市古知野町高瀬 1	(0587) 56-2508
13	昭 和	全	普 通	9	467-8639	名古屋市瑞穂区玉水町 1-18	831-6326	45	小 牧	全 定(夜)	普 通	7 1	485-0041	小牧市小牧 1-321	(0568) 77-1231
14	名古屋西	全 定(夜)	普 通	9 1	451-8561	名古屋市西区天神山町 4-7	522-2451	46	小 牧 南	全	普 通	7	485-0059	小牧市小木東 2-183	(0568) 73-1911
15	熱 田	全 定(夜)	普 通	8 1	456-0054	名古屋市熱田区千年 1-17-71	652-5858	47	小 牧 工 科	全	機 械 航 空 産 業 自 動 車 電 気 環 境 科 学 情報デザイン	(1) (1) (1) (1) (1)	485-0003	小牧市久保一色 3737-1	(0568) 77-6275
16	中 村	全	普 通	9	453-0068	名古屋市中村区菊水町 1-2-18	411-7760	48	岩 倉 総 合	全	総 合	6	482-8555	岩倉市北島町川田 1	(0587) 37-4141
17	南 陽	全	総 合	6	455-0861	名古屋市港区大西 2-99	301-1973	49	新 川	全	普 通	8	452-0901	清須市阿原・北野 18	(052) 400-1108
18	鳴 海	全	普 通	9	458-0825	名古屋市緑区左京山 801	623-3001	50	西 春	全	普 通	8	481-0032	北名古屋市弥勒寺西 2-1	(0568) 23-6166
19	天 白	全	普 通	10	468-0006	名古屋市天白区植田東 1-601	801-1145	51	丹 羽	全	普 通	7	480-0102	丹羽郡扶桑町高雄・柳前 95	(0587) 93-7575
20	名古屋南	全	普 通	9	457-0833	名古屋市南区東又兵衛町 5-1-11	613-0001	52	一 宮	全 定(夜)	普 通 ファッション創造	8 1	491-8533	一宮市北園通 6-9	(0586) 72-0191
21	名古屋工科	全 定(夜)	ＩＴ工学 機 械 電 気 エネルギーシステム エネルギー化学	(1) (2) (1) (1) (1)	457-0063	名古屋市南区阿原町 1	822-0242	53	一 宮 西	全	普 通	8	491-0376	一宮市萩原町串作・河田 1	(0586) 68-1191
22	中 川 青 和	全 [単位制]	キャリアビジネス	6	454-0912	名古屋市市中川区野田 3-280	361-7457	54	一 宮 北	全	普 通	6	491-0131	一宮市笹野・氏神東 1	(0586) 51-1171
23	瀬 戸	全	普 通	5	489-0988	瀬戸市東山町 1-5	(0561) 82-7710	55	一 宮 南	全	普 通	8	491-0813	一宮市千秋町町屋・平松 6-1	(0586) 76-1400
24	瀬 戸 西	全	普 通	8	489-0875	瀬戸市緑町 1-140	(0561) 84-7400	56	一 宮 興 道	全	普 通	8	491-0924	一宮市大和町於保・十二 1-1	(0586) 46-0221
25	瀬戸北総合	全	総 合	6	489-0906	瀬戸市本郷町 260	(0561) 48-1500	57	木 曽 川	全	普 通 総合ビジネス	4 2	494-0001	一宮市開明・樋玉 11-1	(0586) 62-6155
26	瀬戸工科	全 定(夜)	ロボット工学 機 械 新 素 材 工 学 工 芸 デザイン 総合ビジネス	(1) (1) (1) 2 1	489-0883	瀬戸市東権現町 22-1	(0561) 82-2003	58	尾 西	全	普 通	0	494-0014	一宮市上祖父江・小稲葉 18	(0586) 69-6161
27	春日井	全 定(夜)	普 通	8 1	486-0844	春日井市島居松町 1-55	(0568) 81-2251	59	一 宮 工 科	全	ＩＴ工学 機 械 電 気 建築デザイン 都 市 工 学	(1) (2) (1) (1) (1)	491-0804	一宮市千秋町佐野・辻田 2112	(0586) 76-2255
28	春日井西	全	普 通	7	486-0808	春日井市田染町 1320	(0568) 32-9631	60	一 宮 起 工 科	全 定(昼) [単位制]	ロボット工学 機 械 電 子 工 学 環 境 科 学 デ ザ イ ン 普 通	(1) (1) (1) (1) (1) 2	494-0007	一宮市小信中島・郷南 2	(0586) 61-1188
29	春日井東	全	普 通	4	487-0031	春日井市廻間町神屋洞 703-73	(0568) 88-4801	61	一 宮 商 業	全	地域ビジネス ＩＴビジネス	(4) (2)	491-0041	一宮市文京 2-1-7	(0586) 73-7191
30	高 蔵 寺	全	普 通	8	487-0035	春日井市藤山台 1-3-2	(0568) 92-9000								
31	春日井南	全	普 通	9	486-0918	春日井市如意申町 3-5-1	(0568) 32-7688								

学 校 名	課 程	学 科	第1学年 学級数	郵便番号	所 在 地	電話番号	No.	学 校 名	課 程	学 科	第1学年 学級数	郵便番号	所 在 地	電話番号	No.	学 校 名	課 程	学 科	第1学年 学級数	郵便番号	所 在 地	電話番号
(県立高校)							121	安 城 農 林	全	農 業	(1)	446-0066	安城市池浦町茶筌木 1	(0566) 76-6144	(名古屋市立高校)							
91 豊 田 西	全	普 通	8	471-0035	豊田市小坂町 14-65	(0565) 31-0313				菊 里	全				普 通	8	464-0802	千種区星が丘元町 13-7	781-0445			
	定(夜)	普 通	1							向 陽	全				普 通	8				466-0042	昭和区広池町 47	841-7138
92 豊 田 東	全	總 合	6	471-0811	豊田市御立町 11-1	(0565) 80-1177				桜 台	全				普 通	8	457-0033	南区霞町 21	821-0186			
93 衣 台	全	普 通	5	471-0057	豊田市太平町平山 5	(0565) 33-1080				北	全				普 通	7	462-0008	北区如來町 50	901-0338			
94 豊 田 北	全	普 通	9	471-0016	豊田市千石町 2-100-1	(0565) 80-5111				緑	全				普 通	9	458-0031	緑区旭出 1-1104	895-0461			
95 豊 田 南	全	普 通	9	473-0915	豊田市若林東町中外根 1-1	(0565) 53-1011				富 田	全				普 通	7	454-0953	中川区富田町榎津、上鶴垂 111	301-1975			
96 豊 田 南	全	普 通	8	470-0374	豊田市伊保町三本松 1	(0565) 45-8622				山 田	全				普 通	8	452-0817	西区二方町 19-1	501-7800			
97 豊 野	全	普 通	8	470-1202	豊田市渡刈町 3-3-1	(0565) 28-8800				名	東				全	普 通	8	465-0064	名東区大針 1-351	703-3313		
98 松 平	全	普 通	3	444-2204	豊田市鶴ヶ瀬町桐山 1	(0565) 58-1144				西尾市	一色町赤羽上郷中 14				(0563) 72-8165	西	陵	全	總 合	6	451-0066	西区児玉 2-20-65
		ライフコーディネート	1				125 一 色	全	普 通			4	444-0427	古 屋 商 業		全	オフィスビジネス	(4)	464-0044	千種区自由ヶ丘 2-11-48	751-6111	
99 加 茂 丘	全	普 通	2	470-0451	豊田市藤岡飯野町太田代 1137-30	(0565) 76-2241	126 吉 良	全	普 通	9	472-8639	知立市長篠町大山 18-6		(0566) 82-0568								
100 足 助	全	普 通	2	444-2451	豊田市岩神町川原 5	(0565) 62-1661	127 知 立 東	全	普 通	9	472-8585	知立市弘法 2-5-8	(0566) 81-0319									
101 豊 田 工 科	全	I T 工 学	(1)	473-0913	豊田市竹元町南細畔 3	(0565) 52-4311	128 知 立	全	總 合	6	444-1311	高 浜	全	普 通	5	441-8132	豊橋市南大清水町元町 450	(0532) 25-1476				
		機 械	(1)				129 高 浜	全	普 通	8	441-8064	豊橋市富本町	(0532) 45-3171									
		自 動 車	(2)				130 時 習 館	全	普 通	8	440-0864	豊橋市向山町西猿 22	(0532) 61-3146									
	電 子 工 学	(2)	131 豊 橋 東				全	普 通	5	440-0034	豊橋市豊岡町 74	(0532) 62-3281										
	定(夜)	機 械	1	132 豊 丘	全	普 通	2	441-8132	豊橋市南大清水町元町 450	(0532) 25-1476												
102 猿 投 農 林	全	農 業	2	470-0372	豊田市井上町 12-179	(0565) 45-0621	133 豊 橋 南	全	普 通	6	441-8087	豊橋市牟呂町西明治新右前 4	(0532) 31-8800	工 業	全	機 械	1	454-0851	中川区北江町 3-13	361-3116		
		林 産 工 芸	1				134 豊 橋 西	全	總 合	5	441-8141	豊橋市草間町官有地	(0532) 45-5635									
		環境デザイン	1				135 豊 橋 工 科	全	ロ ボ ッ ト 工 学	(2)	441-8141	豊橋市草間町官有地	(0532) 45-5635									
		生 活 科 学	1						機 械	(2)												
103 三 好	全	普 通	4	470-0224	みよし市三好町東山 110-1	(0561) 34-4881	136 豊 橋 商 業	全	グローバルビジネス	(2)	440-0864	豊橋市向山町官有地	(0532) 52-2256	工	芸	電 子 機 械	1	461-0027	東区芳野 2-7-51	931-7541		
104 岡 崎	全	普 通	10	444-0864	岡崎市明大寺町伝馬 1	全(0564)51-0202	137 成 章	全	普 通	4	441-3421	田原市田原町池ノ原 1	(0531) 22-0141									
	定(夜)	普 通	1						138 福 江	全	普 通	2	441-3613			田原市古田町岡ノ越 6	(0531) 32-0132					
105 岡 崎 北	全	普 理	8	444-0079	岡崎市石神町 17-1	(0564) 22-2536	139 渥 美 農 業	全	農 業	(1)	441-3427	田原市加治町奥恩中 1-1	(0531) 22-0406									
106 岡 崎 東	全	總 合	6	444-3524	岡崎市竜泉寺町後山 27	(0564) 52-8911	140 国 府	全	普 通	7	442-8586	豊川市国府町下坊入 10-1	(0533) 87-3141									
107 岡 崎 西	全	普 通	9	444-0915	岡崎市日名南町 7	(0564) 25-0751	141 御 津 あ お ば	全	普 通	3	441-0322	豊川市御津町豊沢松ノ下 1	(0533) 75-4155									
108 岩 津	全	普 通	3	444-2146	岡崎市東蔵前町馬場 5	(0564) 45-2005		全	国 際 教 養	0												
109 岡 崎 工 科	全	機 械	(2)					444-8555	岡崎市羽根町陣場 47	全(0564)51-1646				定(昼)	普 通	1						
		機 械デザイン	(1)				[単位制]				普 通	1										
		電 都 市 工 学	(1)				142 小 坂 井				全	普 通	7	441-0103	豊川市小坂井町欠田 100-1	(0533) 72-2211						
	環 境 科 学	(1)	143 豊 川 工 科	全	ロ ボ ッ ト 工 学	(2)	442-8573	豊川市新道町 1-3	(0533) 85-4425													
情 報 デザイン	(1)	144 宝 陵	全	機 械	(2)																	
	定(夜)	機 械	1	定(0564)51-1670	145 蒲 郡	全	衛 生 看 護	1	441-1205	豊川市大木町鍵水 445	(0533) 93-2041											
110 岡 崎 商 業	全	グローバルビジネス	(4)	444-0012	岡崎市栄町 3-76	(0564) 21-3599	146 蒲 郡 東	全	普 通	4	443-0058	蒲郡市上本町 8-9	(0533) 68-2074									
		会 計 ビジネス	(2)				147 三 谷 水 産	全	海 洋 科 学	1	443-0021	蒲郡市三谷町水神町通 2-1	(0533) 69-2265									
		I T ビジネス	(2)				148 新 城 有 教 館	全	情 報 通 信	1				441-1328	新城市桜瀬・中野合併地	(0536) 22-1176						
		111 幸 田	全				普 通	6	444-0111	額田郡幸田町高力、神山 78	(0564) 62-1445	作 手 校 舎	全				人 と 自 然	1	441-1423	新城市作手高里、木戸口 1-2	(0536) 37-2119	
112 碧 南	全	普 通	6	447-0871	碧南市向陽町 4-12	(0566) 41-2564	149 田 口	全	普 通	1	441-2302	北設楽郡設楽町清崎、林ノ後 5-2	(0536) 62-0575									
	定(夜)	普 通	2				150 豊 橋	定(夜)	普 通	1	440-0068	豊橋市東郷町 43-1	(0532) 62-0278									
113 碧 南 工 科	全	機 械	(2)	447-0066	碧南市丸山町 3-10	(0566) 42-2500		定(昼間 二部制)	普 通	4												
		電 子 工 学	(2)				151 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
		建 築 デザイン	(1)				152 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
	環 境 科 学	(1)	153 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4																
114 刈 谷	全	普 通	10	448-8504	刈谷市寿町 5-101	(0566) 21-3171	154 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
115 刈 谷 北	全	普 通	8	448-0846	刈谷市寺横町 1-67	(0566) 21-5107	155 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
116 刈 谷 東	全	機 械	(2)	448-8653	刈谷市半城土町三ツ又 20	(0566) 21-2227	156 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
		電 子 工 学	(2)				157 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
		建 築 デザイン	(1)				158 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
	環 境 科 学	(1)	159 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4																
117 刈 谷 工 科	全	I T 工 学	(1)	448-0035	刈谷市矢場町 2-210	(0566) 21-2227	160 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
機 械	(2)	161 豊 橋	定(昼間 二部制)				普 通	4														
自 動 車	(1)	162 豊 橋	定(昼間 二部制)				普 通	4														
電 気	(2)	163 豊 橋	定(昼間 二部制)				普 通	4														
118 安 城	全	普 通	6	446-0046	安城市赤松町大北 103	全(0566)76-6218	164 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
	定(夜)	普 通	1				165 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
119 安 城 東	全	普 通	9	446-0011	安城市北山崎町大土塚 10	(0566) 74-1231	166 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												
120 安 城 南	全	普 通	8	444-1154	安城市桜井町門原 1	(0566) 99-2000	167 豊 橋	定(昼間 二部制)	普 通	4												

(特別支援学校)

※愛知教育大学附属特別支援学校、名古屋市立特別支援学校を除く

校種	学校名	部	郵便番号	所在地	電話番号
盲	なごやもう 名古屋盲	幼, 小, 中, 高, 専	464-0083	千種区北千種1-8-22	052-711-0009
	おかざきもう 岡崎盲	幼, 小, 中, 高, 専	444-0875	岡崎市竜美西1-11-5	0564-51-1270
聾	なごやもう 名古屋聾	中, 高, 専	464-0021	千種区鹿子殿21-1	052-762-6846
	ちくさもう 千種聾	幼, 小	464-0071	千種区若水2-5-1	052-711-8888
	(ひがしうら ^{こうしや} 校舎)	幼, 小	470-2104	知多郡東浦町大字生路字池上70	0562-82-3123
	とよはしらう 豊橋聾	幼, 小, 中, 高	441-8141	豊橋市草間町字平東100	0532-45-2049
	おかざきもう 岡崎聾	幼, 小, 中, 高	444-2111	岡崎市西阿知和町字御用田1-23	0564-45-2830
	いちのみやもう 一宮聾	幼, 小, 中, 高	491-0934	一宮市大和町荻安賀字上西之萩30	0586-45-6000
知的 障害	みあい ^{とくべつしえん} 特別支援	小, 中, 高	444-0802	岡崎市美合町並松1-51	0564-57-0013
	いちのみや ^{ひがしとくべつしえん} 一宮東特別支援	小, 中, 高	491-0083	一宮市大字丹羽字中山1151-1	0586-51-5311
	せと ^{とくべつしえん} 瀬戸つばき特別支援	小, 中, 高	489-0965	瀬戸市南山口町474	0561-56-0950
	はん ^だ ^{とくべつしえん} 半田特別支援	小, 中, 高	475-0945	半田市池田町2-30	0569-27-7061
	はる ^{ひだ} ^い ^{とくべつしえん} 春日台特別支援	幼, 小, 中, 高	480-0392	春日井市神屋町713-8	0568-41-8751
	とよ ^{かわ} ^{とくべつしえん} 豊川特別支援	小, 中, 高	442-0863	豊川市平尾町門田77	0533-88-2553
	ほん ^{ぐう} ^{こうしや} (本宮校舎)	高	441-1205	豊川市大木町鑑水445	0533-93-0515
	あん ^{じょう} ^{とくべつしえん} 安城特別支援	小, 中, 高	444-1154	安城市桜井町伝左20	0566-99-3345
	いな ^{ざわ} ^{とくべつしえん} 特別支援	小, 中, 高	492-8364	稲沢市一色森山町225-1	0587-35-2005
	おお ^ぶ ^{とくべつしえん} 大府もちのき特別支援	小, 中, 高	474-0038	大府市森岡町7-427	0562-46-3011
	(とう ^か ^{こうしや} 桃花校舎)	高	474-0025	大府市中央町5-15	0562-46-6909
	さ ^{おり} ^{とくべつしえん} 佐織特別支援	小, 中, 高	496-8019	愛西市西川端町中東山37	0567-37-2061
	み ^{よし} ^{とくべつしえん} 三好特別支援	小, 中, 高	470-0213	みよし市打越町山ノ神1-2	0561-34-4832
	か ^{すがい} ^{こうとう} ^{とくべつしえん} 春日井高等特別支援	高	486-0925	春日井市中切町2-3-8	0568-85-3511
	とよ ^た ^{こうとう} ^{とくべつしえん} 豊田高等特別支援	高	473-0906	豊田市竹町栄21-1	0565-54-0011
	とよ ^{はし} ^{りつ} 豊橋市立くすのき特別支援	小, 中, 高	441-8124	豊橋市野依町字上ノ山3-2	0532-29-7660
肢体 不自由	な ^ご ^や ^{とくべつしえん} 名古屋特別支援	小, 中, 高	452-0822	西区中小田井5-88	052-502-8866
	みな ^と ^{とくべつしえん} 港特別支援	小, 中, 高	455-0018	港区港明1-10-2	052-651-3710
	とよ ^{はし} ^{とくべつしえん} 豊橋特別支援	小, 中, 高	440-0841	豊橋市西口町字西ノ口25-10	0532-61-8118
	さん ^{ねい} ^{きょうしつ} (山嶺教室)	高 (知的障害)	441-2302	北設楽郡設楽町清崎字林の後5-2	0536-62-0722
	し ^お ^{かぜ} ^{きょうしつ} (潮風教室)	高 (知的障害)	441-3613	田原市古田町岡ノ越6	0531-32-0134
	おか ^{ざき} ^{とくべつしえん} 岡崎特別支援	小, 中, 高	444-0802	岡崎市美合町字並松1-90	0564-72-5600
	いち ^{のみ} ^や ^{とくべつしえん} 一宮特別支援	幼, 小, 中, 高	491-0136	一宮市大字杉山字氏神廻1	0586-78-4635
	ひ ^{いら} ^ぎ ^{とくべつしえん} 特別支援	小, 中, 高	475-0903	半田市出口町1-8-1	0569-26-7131
	こ ^{まき} ^{とくべつしえん} 小牧特別支援	小, 中, 高	485-0003	小牧市大字久保一色1129-2	0568-73-7661
	せ ^と ^{しりつ} 瀬戸市立瀬戸特別支援	小	489-0886	瀬戸市萩山台2-22	0561-76-4391
	(こう ^り ^{こうしや} 光陵校舎)	中, 高	489-0886	瀬戸市萩山台9-224	0561-76-2263
	かり ^{やし} ^{りつ} 刈谷市立刈谷特別支援	小, 中, 高	448-0813	刈谷市小垣江町白沢36	0566-21-7301
	とよ ^た ^{しりつ} 豊田市立豊田特別支援	小, 中, 高	470-0342	豊田市大清水町原山66	0565-44-1151
知 肢	にし ^お ^{とくべつしえん} 特別支援	小, 中, 高	445-0046	西尾市須脇町高河原86	0563-65-5430
病 弱	おお ^ぶ ^{とくべつしえん} 大府特別支援	小, 中, 高	474-0038	大府市森岡町7-427	0562-48-5311

令和6年度（県立学校）新しく先生となるみなさんへ
令和6年4月

愛知県教育委員会

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 〈052〉 961-2111（代表）

高等学校教育課

電 話 〈052〉 954-6787（ダイヤルイン）

特別支援教育課

電 話 〈052〉 954-6798（ダイヤルイン）

愛知県総合教育センター

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾68番地

電 話 〈0561〉 38-9507（ダイヤルイン）

ウェブページ <https://apec.aichi-c.ed.jp/cms/>